十和田市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度~令和7年度)

青森県十和田市

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 基本的な事項 (1) 十和田市の概況 1) 自然的条件 ① 位置と地勢 ② 気象 2) 歴史的条件 3) 社会経済的諸条件 ① 土地利用 ② 人口及び世帯 ③ 産業の概要	2
4) 過疎の状況 ① 人口の動向 ② 主な要因 ③ 旧過疎法等に基づく対策と評価 ④ 現状と課題 5) 社会経済的発展の方向 ① 産業構造の変化 ② 地域の経済的な立地特性 ③ 青森県基本計画との関連 ④ 上十三・十和田湖広域定住自立圏構想との関連 ⑤ 社会経済的発展の方向	
 (2) 人口及び産業の推移と動向 1) 人口の推移 ① 年齢階層別の人口の推移等 ② 今後の見通し 2) 産業構造の推移 	12
(3) 行財政の状況1) 行政の状況2) 財政の状況3) 主要公共施設等の整備状況	18
(4) 地域の持続的発展の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(5)地域の持続的発展のための基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

(6)計画の達成状況の評価に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(7)計画期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	26
(8) 公共施設等総合管理計画との整合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 ····································	28
 3. 産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
4. 地域における情報化 ····································	38
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 ····································	40
6. 生活環境の整備 ····································	45
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増 (1)現況と問題点 (2)その対策 (3)計画	9進 49
8. 医療の確保 ····································	52

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

9. 教育の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
10. 集落の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
11. 地域文化の振興等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	59
12. 再生可能エネルギーの利用の推進 ····································	61
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項(1) 現況と問題点(2) その対策(3) 計画	62
(添付資料) 【再掲】事業計画(令和3年度~令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分・・・	63

はじめに

平成 17 (2005) 年 | 月 | 日に、旧十和田市と旧十和田湖町が合併し、新十和田市が誕生しました。

本計画は、「過疎地域振興特別措置法」(昭和 55 年法律第 19 号)第2条の規定により過疎地域の指定を受けた旧十和田湖町区域について、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法律第 19 号。以下「法」という。)第3条の規定により、引き続き過疎地域とみなされたことを受けて、法第8条の規定に基づき定めるものです。

また、本計画は青森県過疎地域持続的発展方針に基づき、本市の最上位計画となる総合計画(第2次十和田市総合計画 ~わたしたちが創る~ 希望と活力あふれる 十和田)を踏まえて策定するものであり、過疎地域とみなされている旧十和田湖町区域における総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の特別措置を講ずることにより、当地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とするものです。

本計画では、地域の各分野における現況と問題点を踏まえながら、将来に向けてその具体的解決策など、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項や目標等について記述しています。

なお、計画に位置づけられた掲載事業については、計画期間内での全事業の実 施が確定したものではないことを申し添えます。

1. 基本的な事項

(1) 十和田市の概況

1)自然的条件

① 位置と地勢

本市は、青森県の県南地方内陸部に位置し、東部に位置する旧十和田市区域は、標高 70m 前後の三本木原台地が広がり、十和田湖を源とする「奥入瀬川」、人工河川「稲生川」など、多数の河川が台地を横断し太平洋へと流れています。当該区域は、古い歴史を有する農村地帯と「近代都市計画のルーツ」といわれる整然と区画された市街地とで形成されています。

西部には、過疎地域とみなされている面積 408.87 kmの旧十和田湖町区域があり、 縦走する奥羽山脈の大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などの山 地が広がり、その西南には面積 61.10 km、海抜 400m、水深 326.8m の十和田湖(二重 カルデラ湖)があります。区域の大半は十和田八幡平国立公園に含まれ、国の特別名 勝及び天然記念物に指定されている十和田湖と奥入瀬渓流があります。

また、本市の骨格を形成する幹線道路として、首都圏と青森市を結ぶ国道 4号や本市とハ戸市方面を結ぶ国道 45号、十和田湖へ連絡する国道 102号などの国道が東西南北に走っています。

② 気象

本市は太平洋側気候に属しており、東部は年間を通じて降水量が少なく、比較的穏やかな気候となっています。

積雪量は、県内にあっては少ない地域に属するものの、旧十和田湖町区域は特別豪雪地帯に指定されています。

気象概況(青森地方気象台)

[十和田観測所]

	年平均気温 (℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)	年間降水量 (mm)	日照時間 (h)
平成 28 年	10.1	35.0	-14.3	1,231.0	1,826.2
平成 29 年	9.7	35.1	-14.5	1,068.0	1,858.8
平成 30 年	10.0	34.5	-15.7	1,225.5	1,812.2
令和元年	10.2	34.2	-15.0	844.5	1,994.9
令和2年	10.4	35.1	-16.1	1,236.5	1,676.1
平均	10.1	34.8	-15.1	1,121.1	1,833.6

ΓH	L 🖂 4	H:BI	二二二
L1/1	卜屋 勧	兄川	パル

	年平均気温 (℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)	年間降水量 (mm)	日照時間 (h)
平成 28 年	8.2	32.5	-11.8	1,710.0	1,380.2
平成 29 年	7.8	30.8	-13.4	1,775.0	1,358.9
平成 30 年	8.2	32.3	-13.3	1,800.0	1,389.5
令和元年	8.5	32.6	-11.4	1,211.5	1,543.6
令和2年	8.6	32.8	-11.7	1,542.0	1,268.0
平均	8.3	32.2	-12.3	1,607.7	1,388.0

2) 歴史的条件

旧十和田市区域の歴史は、古くは縄文時代に遡ります。平安・鎌倉期からの歴史を有する農村地域と、安政6(1859)年の稲生川上水等によって拓かれた市街地で形成されています。

昭和30(1955)年2月に「三本木町」「大深内村」「藤坂村」が合併し、「三本木市」となり、同年3月には「四和村」が編入、昭和31(1956)年10月には「十和田市」と改称しました。

旧十和田湖町区域は、藩政時代は南部藩に属し、享保 20 (1735) 年の代官所設置 に伴って、奥瀬地区、沢田地区は五戸代官所に、法量地区は七戸代官所の統治下に置 かれました。

明治4(1871)年の廃藩置県によって3地区は「斗南県」に編入となり、明治 12(1879)年に「法量村」「奥瀬村」「沢田村」として独立しました。明治 16(1883)年には行政区域の改正により3か村を併合しました。明治 22(1889)年の町村制の施行により、3か村の頭文字をとって「法奥沢村」と改称しました。

昭和6(1931)年には「十和田村」と改称し、昭和30(1955)年4月に町制の施行によって「十和田町」となりました。昭和50(1975)年4月、町制20周年を機に、景勝地十和田湖を有する町として「十和田湖町」と改称しました。

そして、「十和田市」「十和田湖町」が平成 17 (2005) 年 1 月に新設合併し、現在の「十和田市」に至っています。

3) 社会経済的諸条件

① 土地利用

本市の面積は、725.65 kmで、県内で3番目に広い市域面積を有しています。

旧十和田湖町区域は、稲作や園芸作物に取り組む農業振興地域と、牧場や草地造成等による畜産や林業振興地域、ゴルフ場等のリゾート地域、十和田八幡平国立公園を中心とする観光地域、国道及び県道沿線の住居地域で構成されています。平成 22 (2010)年度から令和 2 (2020)年度までの年度別土地利用面積の推移状況をみると、畑や牧場、原野などの土地利用が減少傾向にあります。

旧十和田市区域では、田・畑・山林は総面積の約60%を占めています。平成22(2010) 年度から令和2(2020)年度までの年度別土地利用面積の推移をみると、道路網の整備や住宅地などの都市的土地利用への転換が進み、田や牧場、原野などの土地利用は減少傾向を示しています。

年度別土地利用面積

「旧十和田湖町区域」 (単位:ha,%)

	平成 22 年度		平成 2	7 年度	令和2年度		
	面 積	構成比	面 積	構成比	面 積	構成比	
田	1,742	4.3	1,745	4.3	1,712	4.2	
畑	524	1.3	433	1.1	443	1.1	
宅地	285	0.7	292	0.7	287	0.7	
山林	32,161	78.7	32,197	78.7	32,362	79.1	
牧 場	290	0.7	289	0.7	247	0.6	
原 野	677	1.6	673	1.6	489	1.2	
その他	5,209	12.7	5,258	12.9	5,347	13.1	
計	40,888	100.0	40,887	100.0	40,887	100.0	

「旧十和田市区域」 (単位:ha,%)

	(E-11d, /							
	平成 22 年度		平成 2	7 年度	令和2年度			
	面積	構成比	面 積	構成比	面 積	構成比		
田	7,346	23.2	7,311	23.1	7,121	22.5		
畑	2,539	8.0	2,562	8.1	2,705	8.5		
宅地	1,592	5.0	1,708	5.4	1,780	5.6		
山林	8,782	27.7	8,758	27.6	9,052	28.6		
牧 場	193	0.6	191	0.6	156	0.5		
原 野	1,609	5.1	1,598	5.0	825	2.6		
その他	9,618	30.4	9,550	30.2	10,039	31.7		
計	31,679	100.0	31,678	100.0	31,678	100.0		

資料:十和田市固定資産概要調書

※平成27年度以降の市総面積は平成26年の国土交通省国土地理院の面積計測方法変更により72,565ha となります。

② 人口及び世帯

本市の人口及び世帯数は、平成 27 (2015) 年 10 月 1 日現在(国勢調査)で 63,429 人及び 25,487 世帯となっています。

旧十和田湖町区域の人口は、昭和 35 (1960) 年において 10,870 人でしたが、昭和 50 (1975) 年には 8,701 人、平成 2 (1990) 年には 7,186 人、平成 17 (2005) 年には 5,623 人、平成 27 (2015) 年には 4,263 人と減少を続けています。

また、本区域の世帯数については、昭和 35(1960)年において 1,736 世帯、昭和 50 (1975)年には 1,841 世帯、平成 2 (1990)年には 1,986 世帯であったものが、平成 17 (2005)年は 1,841 世帯、平成 27 (2015)年には 1,492 世帯と近年は減少しています。

世帯当たりの構成人員をみると、昭和 35 (1960) 年の 6.3 人から平成 27 (2015) 年には 2.9 人と縮小しており、核家族化が進行しています。

人口及び世帯数

(単位:人,戸)

区分		人口	世帯数	世帯当たりの	
区刀	男	女	計	医市致	構成人員
四和った生	5,445	5,425	10,870	1,736	6.3
昭和35年	27,443	28,789	56,232	10,422	5.4
四和50年	4,131	4,570	8,701	1,841	4.7
昭和50年	30,622	32,444	63,066	17,461	3.6
亚世2年	3,437	3,749	7,186	1,986	3.6
平成2年	32,887	35,210	68,097	21,743	3.1
亚出 17 年	2,681	2,942	5,623	1,841	3.1
平成 17 年	32,805	35,554	68,359	25,358	2.7
平成 27 年	2,038	2,225	4,263	1,492	2.9
十以乙一十	30,084	33,345	63,429	25,487	2.5

[上段:旧十和田湖町,下段:十和田市全体]

資料:国勢調査

③ 産業の概要

市全体の平成 27 (2015) 年における産業別就業人口は、第3次産業が最も多く 20,510人、次いで第2次産業6,821人、第1次産業3,767人の順となっています。

旧十和田湖町区域の平成 27 (2015) 年における産業別就業人口は、第3次産業が 最も多く1,357人、次いで第1次産業610人、第2次産業442人の順となっています。

旧十和田湖町区域では、第 | 次産業の農林畜産業と第 3 次産業の観光・レクリエーション産業が基幹産業となっていますが、第 | 次産業は、経営農地規模が小さな零細農家が多く、加えて、兼業化の進行や、農業従事者の高齢化と後継者不足等により厳しい環境にあり、年々、農家人口は減少しています。

また、第3次産業の就業人口についても減少傾向にあります。

産業別就業人口

(単位:人,%)

区分	昭和 3	85年	昭和 50 年		平成2年		平成 17 年		平成 27 年	
区刀		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
総数	5,844	100.0	5,079	100.0	4,195	100.0	3,177	100.0	2,409	100.0
市心女 人	26,978	100.0	32,098	100.0	34,966	100.0	34,704	100.0	31,098	100.0
第1次	3,901	66.8	2,321	45.7	1,318	31.4	774	24.4	610	25.3
産 業	16,307	60.5	11,178	34.8	7,317	20.9	4,740	13.7	3,767	12.1
第2次	692	11.8	581	11.4	840	20.0	666	21.0	442	18.4
産 業	3,167	11.7	5,891	18.4	8,892	25.4	8,467	24.4	6,821	21.9
第3次	1,251	21.4	2,177	42.9	2,037	48.6	1,737	54.6	1,357	56.3
産 業	7,504	27.8	15,029	46.8	18,757	53.7	21,497	61.9	20,510	66.0

[上段:旧十和田湖町,下段:十和田市全体]

※第3次産業は、分類不能の産業を含みます。

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。

資料:国勢調査

4) 過疎の状況

① 人口の動向

旧十和田湖町区域の人口が年々減少し続けたことから、昭和 55 (1980) 年4月 I 日に過疎地域の指定を受けています。

近年の人口動向は、平成2(1990)年7,186人、平成7(1995)年6,728人、平成12(2000)年6,267人、平成17(2005)年5,623人、平成22(2010)年4,884人、平成27(2015)年4,263人となっており、なお減少傾向にあります。

② 主な要因

旧十和田湖町区域の人口減少の要因としては、第 I に、若年者の希望する就業の場が少ないこと、また、景気の低迷により奥入瀬渓流温泉や十和田湖畔地区の観光・レクリエーション産業等への就業機会が減少したことによって、近隣市町村や県外に就労の場を求めて転出していることや、買い物等の日常生活を送る上での利便性の面から、他地域へ転出していること等による社会減があげられます。

第2には、出生率の低下等による自然減があげられます。

③ 旧過疎法等に基づく対策と評価

旧十和田湖町区域は、昭和 55 (1980) 年に過疎地域の指定を受け、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、こ

れまでに産業振興策をはじめ、交通通信体系の整備や教育振興策など、過疎地域の自立促進に資する各種施策を推進してきました。

また一方で、緊急度の高い事業を優先させるなど、財政状況を勘案した上で適正規 模の取組を進めてきたところです。

この結果、下水道整備や道路整備などのインフラ整備が着実に推進され、都市部と の格差に改善がみられるなど、住民福祉の向上が図られてきています。

しかしながら、依然として人口減少に歯止めがかかっておらず、若者の流出を主な 要因とした少子高齢化が進行しています。

④ 現状と課題

旧十和田湖町区域は過疎地域の指定を受けて以降、過疎地域振興計画、過疎地域活性化計画、過疎地域自立促進計画に基づき、若者定住対策事業として、奥入瀬ろまんパークの整備をはじめ、町営住宅の整備、小・中学校、幼稚園の施設・設備の整備、十和田湖診療所の設備の整備、消防団の施設・設備の整備、奥入瀬渓流館やふれあい広場、八甲田パノラマパークゴルフ場、ゲートボール場、十和田湖総合運動公園の改修、道路や橋梁、公共下水道、農業集落排水、簡易水道などの整備を推進し、当該区域の社会基盤の整備・充実に努めてきたところです。

また、近年では十和田湖診療所への医師確保対策や小・中学生の遠距離通学支援などのソフト事業や焼山地区活性化事業など地域の資源を活用した産業振興策にも計画的に取り組んでいます。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、自治体における厳しい財政状況等を 背景に、地域の担い手不足、産業基盤の弱体化、生活環境整備の立ち遅れなどが地域 の活性化を図る上での大きな障害となっています。

5) 社会経済的発展の方向

① 産業構造の変化

旧十和田湖町区域における合併前の産業別総生産額(平成 15 (2003) 年) は、第 3 次産業が全体の 81.8%と最も高く、特に観光に係るサービス業が大半を占めています。平成 12 (2000) 年から平成 15 (2003) 年までの動向をみると、第 1 次産業と第 2 次産業は減少傾向にあり、第 3 次産業は微増傾向となっています。

十和田市全体の産業別総生産額(平成 30 (2018) 年)は、全体の 75.9%を第3次 産業が占めています。平成 18 (2006) 年から平成 30 (2018) 年までの動向をみると、第1次産業は増加傾向、第3次産業は減少傾向を示しています。

産業別総生産額

「旧十和田湖町区域」 (単位:百万円,%)

	平成 .	 12 年	平成	13年	平成	14年	平成:口/	15年
区分	実額	<u>· </u>	実額	構成比	実額	· · · · 構成比	実額	構成比
第1次産業	2,181	11.0	1,490	7.4	1,417	7.3	928	4.9
農業	1,311	6.6	1,115	5.5	1,056	5.4	547	2.9
	869	4.4	373	1.8	360	1.8	378	2.0
	1	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0
第2次産業	2,838	14.3	2,874	14.2	2,775	14.2	2,493	13.3
鉱業	55	0.3	42	0.2	36	0.2	16	0.1
製造業	384	1.9	274	1.4	373	1.9	329	1.8
建設業	2,399	12.1	2,558	12.7	2,367	12.1	2,148	11.5
第3次産業	14,862	74.8	15,832	78.4	15,315	78.5	15,336	81.8
電気・ガス・水道業	1,231	6.2	1,318	6.5	391	2.0	378	2.0
卸売・小売業	726	3.7	752	3.7	760	3.9	768	4.1
金融·保険業	299	1.5	362	1.8	402	2.1	391	2.1
不動産業	1,300	6.5	1,307	6.5	1,315	6.7	1,308	7.0
運輸·通信業	717	3.6	677	3.4	723	3.7	783	4.2
サービス業	6,877	34.6	7,890	39.1	8,125	41.6	8,177	43.6
政府サービス生産者	3,633	18.3	3,482	17.2	3,542	18.2	3,475	18.5
対家計民間非営利 サ-ビス生産者	80	0.4	45	0.2	55	0.3	56	0.3
小計	19,881	100.0	20,195	100.0	19,508	100.0	18,757	100.0
輸入品に課される税・関税	53	0.3	56	0.3	58	0.3	56	0.3
(控除)総資本形成に 係る消費税	137	0.7	135	0.7	117	0.6	99	0.5
(控除)帰属利子	641	3.2	764	3.8	809	4.1	778	4.1
町内総生産	19,156	96.4	19,532	96.7	18,639	95.5	17,935	95.6

資料:平成 16 年度市町村民経済計算

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。

産業別総生産額

「十和田市全体」 (単位:百万円,%)

							(十四・口/) 13, 70/	
区分	平成 7	18年	平成 2	22年	平成 2	27年	平成:	30年
四刀	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比
第1次産業	9,906	4.8	11,358	6.3	13,712	7.2	14,200	7.5
農業	9,605	4.7	10,999	6.1	13,240	7.0	13,744	7.3
林業	247	0.1	301	0.2	387	0.2	356	0.2
水産業	53	0.0	58	0.0	85	0.0	101	0.1
第2次産業	38,585	19.0	24,186	13.4	31,721	16.7	31,299	16.6
鉱業	1,118	0.6	410	0.2	418	0.2	328	0.2
製造業	21,157	10.4	15,128	8.4	21,992	11.6	19,846	10.5
建設業	16,310	8.0	8,648	4.8	9,311	4.9	11,125	5.9
第3次産業	154,906	76.2	144,561	80.3	144,409	76.1	143,138	75.9
電気・ガス・水道業	6,681	3.3	5,816	3.2	7,014	3.7	6,230	3.3
卸売・小売業	27,892	13.7	24,185	13.4	25,246	13.3	24,116	12.8
運輸·郵便業	10,711	5.3	9,432	5.2	8,312	4.4	8,062	4.3
宿泊・飲食サービス業	8,131	4.0	6,143	3.4	5,166	2.7	5,446	2.9
情報通信業	2,632	1.3	1,740	1.0	979	0.5	458	0.2
金融·保険業	7,827	3.8	5,794	3.2	5,890	3.1	6,055	3.2
不動産業	24,060	11.8	24,777	13.8	23,757	12.5	23,224	12.3
専門・科学技術、業 務支援サービス業	9,026	4.4	10,771	6.0	10,307	5.4	10,505	5.6
公務	14,548	7.2	13,599	7.6	14,149	7.5	14,303	7.6
教育	10,264	5.0	10,144	5.6	10,263	5.4	10,580	5.6
保健衛生·社会事業	19,046	9.4	20,034	11.1	21,389	11.3	22,512	11.9
その他のサービス業	14,089	6.9	12,127	6.7	11,938	6.3	11,648	6.2
小計	203,397	100.0	180,104	100.0	189,842	100.0	188,637	100.0
輸入品に課される税・関税	797	0.4	468	0.3	951	0.5	1,158	0.6
(控除)総資本形成に 係る消費税	1,174	0.6	865	0.5	1,639	0.9	2,234	1.2
市内総生産	203,020	99.8	179,707	99.8	189,153	99.6	187,562	99.4
次则, 亚代 20 左		- / - >	·					

資料:平成30年度市町村民経済計算

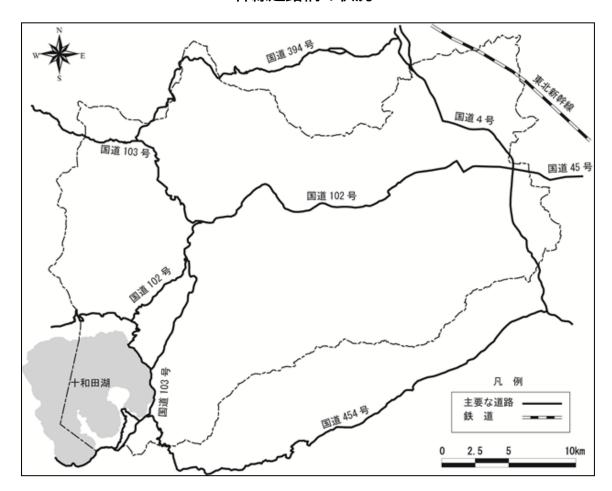
※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。

② 地域の経済的な立地特性

旧十和田市区域は、南北に縦貫している国道 4号に、八戸市へ至る国道 45 号と十和田八幡平国立公園へ至る国道 102 号が接続する交通の要衝となっており、上十三圏域の中心都市としての基盤的条件を有していますが、都市機能集積が比較的小規模であること等から、周辺地域との連携強化の中で、個性ある都市機能整備を推進していくことが必要となっています。

一方、旧十和田湖町区域は、国道 102 号が東西軸、国道 103 号が南北軸を成し、補 完する幹線道路として国道 454 号、394 号と3本の県道があり、この幹線道路に農林 道及び生活道路が接続し交通網を形成しています。

幹線道路網の状況



また、豊かな自然環境を活かした農林畜産業及び「十和田湖」「奥入瀬渓流」「蔦温泉・猿倉温泉・谷地温泉といった温泉群」等の豊富な資源を活用した観光・レクリエーション産業が主要産業となっていることが当区域の経済的特性であり、地域社会経済の発展を図る上で、豊かな自然との調和という視点での自然環境や景観の保全・整備を推進していくことが必要となっています。

③ 青森県基本計画との関連

青森県基本計画では、県民の基盤である生活の創造・発展を志向する社会として位置付けた「生活創造社会」を目指す姿としています。

今後、本県を取り巻く社会経済環境が、人口減少と少子化、高齢化の一層の進行、 労働力不足、将来訪れる超高齢化時代、グローバル化のさらなる進展などにより大き く変化し、また第4次産業革命の進展など時代の転換点を迎える中で人口が減少して も持続可能な、そして魅力ある青森県づくりを進めていくこととしています。

具体的には、引き続き県民一人ひとりの豊かな生活を支える経済的な基盤となる「生業(なりわい)」づくりを積極的に進めるとともに、「生業」によって得られた成果(収入等)をさらなるスキルアップやネットワークづくり、余暇の充実、そして人口減少下で生じる様々な社会的課題の解決に活用していくことなどにより、個人の生活や地域社会全体の生活の質の向上につなげていくこととしています。そして、そのことが、新たなサービスを提供する人の「生業」づくりや新たな人財の流入・定着を生み出していくことにもつながっていくことから、「生業」と「生活」の好循環する地域を目指し「世界が認める『青森ブランド』の確立」に向けた取組を進めることとしています。

④ 上十三・十和田湖広域定住自立圏構想との関連

上十三地域に属する、本市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、 六ヶ所村及びおいらせ町並びに秋田県小坂町の 10 市町村は、古くから地理的、歴史 的なつながりが深く、一体的な生活圏を形成しています。

このような背景のもと、平成 24 (2012) 年度、当該 10 市町村において、上十三・十和田湖広域定住自立圏形成協定を締結し、その協定に基づき、具体的な連携事業計画等を掲載した定住自立圏共生ビジョンを策定しています。現在は、平成 29 (2017) 年度に策定した第 2 次共生ビジョンに掲載した具体的な事業に圏域市町村が連携して取り組んでいます。

本圏域では、人口減少、少子高齢化が進む中で、関係市町村が連携・協力し合いながら地域住民の生活機能を確保し、当圏域への人の流れの創出に努めるなど、人口減少の抑止を目指していくこととしています。

⑤ 社会経済的発展の方向

旧十和田湖町区域の基幹産業は、第 | 次産業の農林畜産業と第 3 次産業の観光・レクリエーション業です。

全国的に人口減少が進行する中において、さらにこれらの産業を発展させ、地域振興を図っていくためには、通年観光の確立と雇用の場の創出、地場産業の振興、意欲ある高齢者や女性が働きやすい労働環境づくり、若者が魅力を感じる産業づくりなどの対策が必要であり、県や関係市町村との連携・協力のもと、取組を進めることにより、持続可能で安定した人口構造への転換を図ることとしています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

1) 人口の推移

① 年齢階層別の人口の推移等

平成 27 (2015) 年における若年者人口(15~29歳) の割合は旧十和田湖町区域が 9.4%、十和田市全体が 13.2%となっており、昭和 50 (1975) 年と比べると旧十和田 湖町区域が 14.5ポイント、十和田市全体が 12.9ポイント、それぞれ減少しています。

一方、老年人口(65歳以上)の割合は、旧十和田湖町区域が40.3%、十和田市全体が30.1%となっており、昭和50(1975)年と比べると旧十和田湖町区域が31.6ポイント、十和田市全体が23.8ポイント、それぞれ増加しています。

旧十和田湖町区域の人口は、平成 27 (2015) 年で 4,263 人であり、平成 17 (2005) 年と比べ 24.2%の減、平成 2 (1990) 年と比べ 40.7%の減、昭和 50 (1975) 年と比べ 51.0%の減、また昭和 35 (1960) 年と比べると 60.8%の減と大幅な減少となっています。

年齢階層別では、14歳以下の層の人口減少が最も著しく、昭和35(1960)年から平成27(2015)年までの間に90.4%も減少しています。また、15歳~64歳の年齢階層で66.5%減少しているのに対し、65歳以上は239.1%の増加となっており、少子高齢化の進行が顕著となっています。

旧十和田湖町区域と旧十和田市区域の合計人口は、昭和 35 (1960) 年で 56,232 人であり、そのうち旧十和田湖町区域の人口は 10,870 人で人口の約 19%を占めていましたが、昭和 50 (1975) 年では約 14%、平成 2 (1990) 年では約 11%、平成 17 (2005) 年では約 8%、平成 27 (2015) 年では市全体の人口 63,429 人のうち旧十和田湖町区域の人口は 4,263 人となり、割合は約 7%と市全体の人口に占める割合は年々減少しています。

人口の推移

「旧十和田湖町区域」

	昭和35年	昭和 5	50年	平成	2年	平成 1	7年	平成 2	27年
区分	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	10,870	8,701	∆20.0 [%]	7,186	∆33.9 [%]	5,623	∆48.3	4,263	∆60.8 [%]
0 歳~14 歳	3,863	1,954	∆49.4	1,224	∆68.3	633	∆83.6 [%]	369	∆90.4 [%]
15 歳~64 歳	6,501	5,986	∆7.9 [%]	4,709	∆27.6 [%]	3,288	∆49.4 [%]	2,178	∆66.5
うち 15歳~29歳 (a)	2,818	2,077	∆26.3	人 1,091	∆61.3	706	∆74.9	402	∆85.7
65 歳以上 (b)	人 506	人 761	50.4	人 1,253	% 147.6	1,702	236.4	1,716	239.1
(a)/総数 若年者比率	25.9 [%]	23.9	-	% 15.2	_	12.6 [%]	_	9.4	_
(b)/総数 高齢者比率	4.7	8.7	_	17.4	_	30.3	_	40.3	

※65 歳以上は、年齢不詳を含みます。増減率は、昭和 35 年との比較となります。

資料:国勢調査

人口の推移

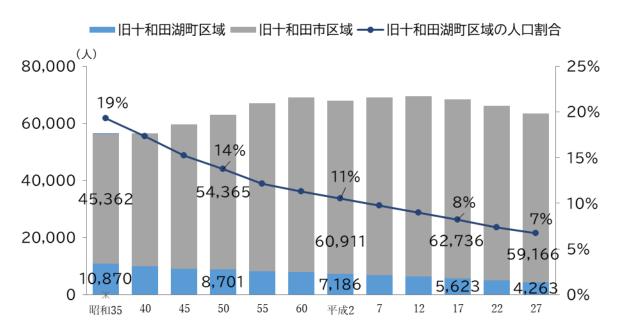
「十和田市全体」

区分	昭和35年	昭和 5	50年	平成	2年	平成 2	17年	平成 2	27年
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 56,232	63,066	12.2 [%]	人 68,097	21.1	人 68,359	21.6	63,429	12.8
0 歳~14 歳	20,617	16,205		13,853	∆32.8 [%]	9,801	∆52.5	人 7,325	∆64.5
15 歳~64 歳	33,177	人 42,880		46,357		43,971	32.5	人 37,028	11.6
うち 15歳~29歳 (a)	人 14,648	人 16,467		13,040	∆11.0 [%]	人 11,291	∆22.9 [%]	人 8,358	∆42.9
65 歳以上 (b)	2,438	人 3,981	63.3 [%]	7,887	223.5	人 14,587	498.3	人 19,076	682.4 682.4
(a)/総数 若年者比率	26.0	26.1		19.1	_	16.5		13.2	_
(b)/総数 高齢者比率	4.3	6.3	_	11.6	_	21.3	_	30.1	_

※65歳以上は、年齢不詳を含みます。増減率は、昭和35年との比較となります。

資料:国勢調査

人口の推移



資料:国勢調査

② 今後の見通し

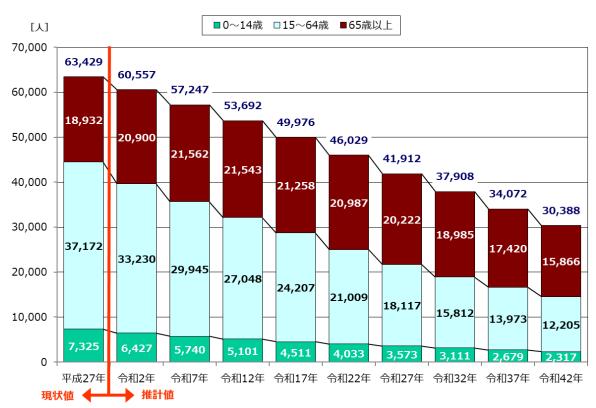
国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計(以下「社人研推計」という。)では、十和田市全体の人口は令和22(2040)年には46,029人、令和42(2060)年には30,388人まで減少するとされています。

また、旧十和田湖町区域の将来人口をコーホート変化率法*により推計すると、令和 22 (2040) 年には 2,095 人、令和 42 (2060) 年には 968 人まで減少するものと予測されます。

※コーホート変化率法…過去の実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来 人口を推計する方法。社人研推計とは異なる推計方法。

人口の見通し(社人研推計)

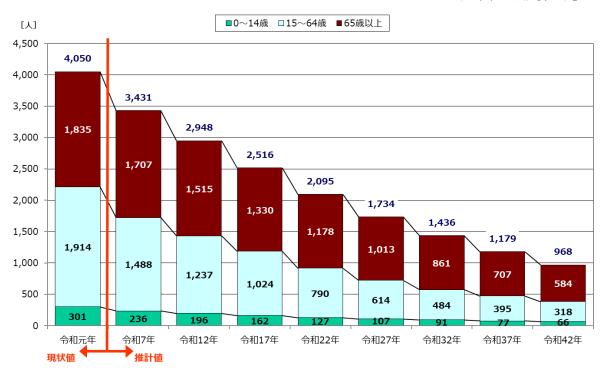
「十和田市全体」



出典:十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和2年改訂)・第2期総合戦略

人口の見通し(コーホート変化率法による推計)

「旧十和田湖町区域」



※十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和2年改訂)・第2期総合戦略より算出

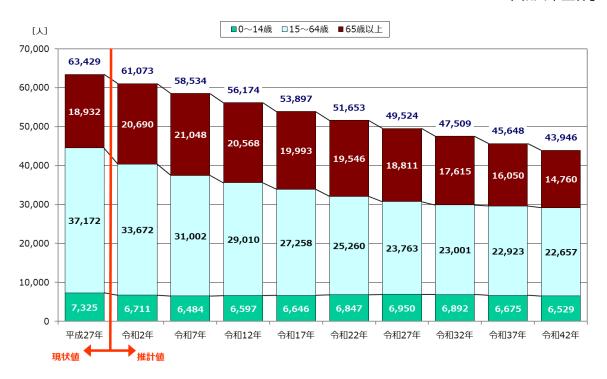
十和田市まち・ひと・しごと創生人ロビジョン(令和2年改訂)・第2期総合戦略では、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための施策に取り組むことで、令和22(2040)年を目処に希望出生率2.08*を達成し、また定住促進、UIJターン支援等による移住促進に取り組むことで、令和12(2030)年を目処に、社会減が漸次均衡に向かうと仮定した場合、令和22(2040)年の十和田市全体の将来展望人口は51,653人、年齢3区分別にみると、年少人口(0~14歳)は6,847人、生産年齢人口(15~64歳)は25,260人、老年人口(65歳以上)は19,546人になると予測されます。

また、令和 42 (2060) 年の将来展望人口は 43,946 人、年齢 3 区分別にみると、年 少人口は 6,529 人、生産年齢人口は 22,657 人、老年人口は 14,760 人になると予測さ れます。

※希望出生率…市民アンケートの調査結果から算出した市民の希望する出生率

人口の見通し(将来展望)

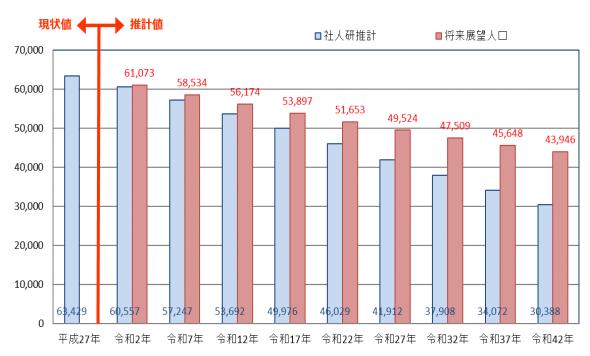
「十和田市全体」



出典:十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和2年改訂)・第2期総合戦略

人口の見通し(社人研推計と将来展望の比較)

「十和田市全体」



出典:十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和2年改訂)・第2期総合戦略

2) 産業構造の推移

旧十和田湖町区域の平成 27 (2015) 年における産業別就業人口比率は、第 1 次産業 25.3%、第 2 次産業 18.3%、第 3 次産業 56.3%であり、第 3 次産業への就業者が多くなっています。

また、産業別就業人口比率の推移をみると、第 | 次産業は減少傾向でしたが、平成27 (2015) 年に増加に転じ、第 2 次産業は増加傾向から平成27 (2015) 年をもって減少に転じています。第 3 次産業については増加傾向にあります。

一方、十和田市全体の平成 27 (2015) 年における産業別就業人口比率は、第 1 次産業 12.1%、第 2 次産業 21.9%、第 3 次産業 66.0%となっています。

産業別就業人口比率の推移をみると、第 | 次産業及び第 2 次産業が減少傾向にあるのに対し、第 3 次産業が増加傾向にあります。

旧十和田湖町区域を含む十和田市全体において第 | 次産業就業人口が減少傾向にありますが、主な要因としては、農業従事者の高齢化と後継者不足があげられます。

産業別就業人口の動向

「旧十和田湖町区域」

	昭和35年	昭和 5	50年	平成	2年	平成 2	17年	平成 2	27年
区分	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	5,844	5,079 ^人	∆13.1 [%]	人 4,195	△28.2	3,177 ^人	∆45.6 [%]	2,409 ^人	∆58.8
第 1次 産 業 就業人口	人 3,901 (66.8%)	人 2,321 (45.7%)	% △40.5	人 1,318 (31.4%)	∆66.2	人 774 (24.4%)	% ∆80.2	人 610 (25.3%)	% ∆84.4
第2次産業就業人口	人 692 (11.8%)	人 581 (11.4%)	% ∆16.0	人 840 (20.0%)	21.4	人 666 (21.0%)	% ∆3.8	人 442 (18.3%)	% ∆36.1
第3次産業 就業人口	人 1,251 (21.4%)	人 2,177 (42.9%)	74.0	人 2,037 (48.6%)	62.8	人 1,737 (54.7%)	% 38.8	人 1,357 (56.3%)	% 8.5

「十和田市全体」

∇	昭和35年	昭和 5	50年	平成	2年	平成 1	17年	平成 2	27年
区分	実 数	実 数	増減率						
総数	人 26,978	人 32,098	19.0	人 34,966	29.6	人 34,704	28.6	人 31,098	15.3 [%]
第 1次 産 業 就業人口	10,507	人 11,178 (34.8%)	% ∆31.5	人 7,317 (20.9%)	% ∆55.1	人 4,740 (13.7%)	∆70.9	人 3,767 (12.1%)	% ∆76.9
第2次産業就業人口	人 3,167 (11.7%)	人 5,891 (18.4%)	% 86.0	人 8,892 (25.4%)	% 180.8	人 8,467 (24.4%)	% 167.4	人 6,821 (21.9%)	% 115.4
第3次産業就業人口	7,504	人 15,029 (46.8%)	% 100.3	人 18,757 (53.6%)	% 150.0	人 21,497 (61.9%)	% 186.5	人 20,510 (66.0%)	% 173.3

※第3次産業は、分類不能の産業を含みます。増減率は、昭和35年との比較となります。

※()内は就業人口比率となります。四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。 資料:国勢調査

(3) 行財政の状況

1) 行政の状況

新十和田市は、旧十和田市と旧十和田湖町の新設合併により、平成 17 (2005) 年 1月1日に誕生し、これまで、最少の経費で最大の効果をあげるため、組織や事務事業の見直し、民間委託の推進等、様々な行政改革の取組を行ってきたところです。

十和田市の行政機構は、市長部局、教育委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、 農業委員会の各事務局で構成されています。また、公営企業として、水道事業、下水 道事業、病院事業を設置しています。

現在は、平成 22 (2010) 年度から取り組んでいる「事務事業評価」を実施するとともに、令和 2 (2020) 年 3 月策定の「第 4 次十和田市行政改革大綱」に取り組み、これまで以上に効率的な行政運営に努めていくこととしています。

広域行政に関しては、十和田地域広域事務組合(消防、学校給食、清掃、火葬、し 尿処理)、上北地方教育・福祉事務組合に加入し、他の構成市町村と連携しながら業 務の効率化を図っています。

2) 財政の状況

十和田市全体における令和元 (2019) 年度一般会計決算の状況は、歳入総額 35,280,150 千円、歳出総額 33,756,016 千円であり、平成 22 (2010) 年度と比較すると、歳入では 15.6%増、歳出では 14.8%増、平成 27 (2015) 年度と比較すると、歳入では 16.0%増、歳出では 16.3%増となっています。

平成 22 (2010) 年度と比較すると、歳入では一般財源が 0.3%増、国庫支出金が 43.2%増、県支出金が 17.1%増、地方債が 133.9%増とそれぞれ増加しています。歳 出では、義務的経費が 1.8%増、投資的経費が 157.0%増となっています。

平成 27 (2015) 年度と比較すると、歳入では一般財源が 1.4%減、県支出金が 4.9% 減であるのに対し、国庫支出金は 26.1%増、地方債は 265.0%増となっています。歳出では、義務的経費が 2.7%減、投資的経費が 272.2%増となっています。

今後、歳入においては少子高齢化や人口減少社会の進行による個人住民税の伸び悩みや、国税の減収に伴う地方交付税の減少が見込まれます。

一方、歳出においては公共施設等総合管理計画等に基づく大規模建設事業や老朽化が進んでいる公共施設の解体、建替、維持補修等の実施、幼児教育・保育の無償化や高齢化による社会保障関連経費の増加に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな対応などに要する経費も想定されることから、今後も財政を取り巻く環境は厳しい状況で推移することが見込まれます。

このことから、これまで以上に事業の選択と集中、成果や評価に基づく重点化など、必要性・有益性を踏まえた事業を展開し、健全な財政運営を進める必要があります。

市町村財政の状況

(単位:千円)

			(一位:113/
区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額A	30,527,952	30,410,659	35,280,150
一般財源	18,592,467	18,912,995	18,639,585
国庫支出金	3,882,879	4,407,841	5,560,311
県 支 出 金	2,719,916	3,348,896	3,184,506
地方債	2,205,700	1,413,400	5,158,600
うち過疎対策事業債	43,900	70,000	147,700
その他	3,126,990	2,327,527	2,737,148
歳出総額B	29,407,912	29,012,669	33,756,016
義務的経費	13,581,494	14,214,162	13,832,315
投資的経費	2,445,957	1,688,973	6,287,070
うち普通建設事業	2,445,957	1,681,784	6,260,179
その他	13,321,916	13,015,729	13,412,118
過疎対策事業費	58,545	93,805	224,513
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,120,040	1,397,990	1,524,134
翌年度へ繰越すべき財源 D	131,197	108,264	175,682
実質収支 C-D	988,843	1,289,726	1,348,452
財 政 力 指 数	0.41	0.40	0.43
公債費負担比率	15.7 %	16.0 %	13.1 %
実質公債費比率	15.4 %	12.0 %	8.7 %
起债制限比率	_	_	_
経常収支比率	89.2 %	91.3 %	89.4 %
将来負担比率	121.3 %	21.5 %	_
地方债現在高	35,346,670	29,943,396	31,153,857

資料:地方財政状況調等

3) 主要公共施設等の整備状況

旧十和田湖町区域においては、地域住民によるコミュニティ活動や生涯学習の場となる西コミュニティセンターや、社会教育施設として郷土館、十和田湖民俗資料館が設置されています。体育施設は、十和田湖総合運動公園、アネックススポーツランド、ハ甲田パノラマパークゴルフ場を整備しています。

主要公共施設等の整備状況

「旧十和田湖町区域」

区	分		昭和 55 年度末	平成2年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道	改良率	(%)	7.8	10.1	19.1	34.5	36.4
//	舗装率	(%)	66.6	63.5	62.0	62.2	68.2
農道	延長	(m)	_	_	_	_	_
耕地1ha 当たり	り農道延長	(m)	45.0	45.7	62.9	_	_
林 道	延長	(m)	_	_	_	78,126	78,126
林野1ha 当たり	り林道延長	(m)	20.1	7.3	8.0	_	_
水 道 普	及率	(%)	84.1	97.3	90.0	93.8	94.5
水 洗	化 率	(%)	44.1	35.5	53.0	79.8	84.4
人口千人当たり病院、	診療所の病床数	(床)	4.9	1.9	2.3	3.8	0.0

「十和田市全体」

区	分		昭和 55 年度末	平成2年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道	女良率	(%)	28.4	22.9	45.0	57.1	59.7
// <u>4</u>	舗装率	(%)	33.8	50.5	69.0	73.6	77.1
農道	延長	(m)	_	_	_	95,062	95,062
耕地1ha 当たり	農道延長	(m)	72.1	69.1	74.2	_	_
林 道 3	延長	(m)	_	_	_	124,851	124,851
林野1ha 当たり	林道延長	(m)	14.0	7.7	8.3	_	_
水 道 普	及率	(%)	93.1	93.4	96.6	98.5	99.1
水 洗 化	三 率	(%)	10.8	32.5	61.0	76.5	87.8
人口千人当たり病院、診療	脈の病床数	(床)	21.2	25.9	22.6	18.9	17.6

資料:公共施設状況調査等

(注)

¹ 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」、平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査(総務省自治財政局財務調査課)の記載要領によります。

2 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省 の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定しています。

改良率=改良済延長/実延長

舗装率=舗装済延長/実延長

- 3 上記区分のうち、平成 22 年度以降の「水道普及率」については、公益社団法人日本水道協会の「水 道統計」の数値を使用しています。
- 4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定しています。なお、基準日はその年度 の3月31日現在です。また、Aから日までについては公共施設状況調査の記載要領に、Iについて は一般廃棄物処理事業実態調査(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)の記載要 領によります。

水洗化率=(A+B+C+D+E+F+G+H+I)/J

A:公共下水道現在水洗便所設置済人口

B:農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C:漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D: 林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E:簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F: 小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G:コミュニティ・プラント処理人口

H:合併処理浄化槽処理人口

I: 单独処理浄化槽処理人口(※)

J:住民基本台帳登載人口

- ※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口(農業集落・漁業集落 排水処理施設人口含む)」を差し引いた数値
- 5 区分に該当する数値がない箇所については、「−」と表示しています。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

1) 過疎対策の成果と課題

旧十和田湖町区域は、昭和55(1980)年4月1日に過疎地域の指定を受けて以降、 過疎計画の下で、住民福祉の向上や地域格差是正など、過疎対策の取組を進めながら、 特色あるまちづくりを推進してきました。これまでの総合的かつ重点的な過疎対策事 業の展開によって、生活環境の改善、地域の活性化に一定の成果を上げてきたところ です。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行等、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、非過疎地域となるという最終的な解決には至ってはいません。

今後、非過疎地域となるためには、住民生活の利便性を向上させることにより定住 人口の拡大を図っていくことが重要となります。そのためには、定住環境の整備をは じめ、農業及び商業と観光を結びつけた産業の振興、観光拠点の保全・整備などが課 題となっています。

2) 将来都市像

旧十和田湖町区域は、地理的・自然的条件等を背景に、交通・生活基盤整備の立ち遅れや、基幹産業の低迷、就労機会の減少などから、現状においてもなお、過疎化が続いています。

こうした中、平成 17 (2005) 年に旧十和田市と旧十和田湖町が合併して誕生した 現在の十和田市は、平成 19 (2007) 年4月に、平成 19 (2007) 年度から平成 28 (2016) 年度までを計画期間とする第1次十和田市総合計画を策定し、「感動・創造都市~人 が輝き 自然が輝き まちの個性が輝く理想郷~」を将来都市像に掲げ、その実現に向 けたまちづくりに積極的に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化の進行に伴い財政上の制約がさらに強まることが大いに 懸念されることから、従来のように行政が様々な地域課題を一手に引き受け、単独で 解決するのは、もはや困難な状況を迎えようとしています。

このような厳しい時代潮流の中、本市ならではの地域特性を十分に踏まえつつ、将 来にわたって持続可能なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、第2次十和 田市総合計画を策定しました。

第2次十和田市総合計画では、先人たちから大切に受け継いできた多彩な地域資源や、このまちに暮らす市民の知恵と力を最大限に活かし、様々な分野においてまちづくりを推進することで、より多くの人々から「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れたい」まちとして強く支持されるよう、本市の将来都市像を次のとおり掲げ、次世代を担う子どもたちにも強い誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちあふれた理想の故郷を創造していくこととしています。

【将来都市像】

~わたしたちが創る~ 希望と活力あぶれる 十和田

3) 将来都市像実現のための基本目標(政策)

将来都市像の実現に向け、旧十和田湖町区域においては、過疎地域の持続的発展の 支援に関する特別措置法に基づき策定された青森県過疎地域持続的発展方針を踏ま え、当該地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力 のさらなる向上が図られるよう、以下の基本目標(政策)に基づき施策を推進します。

【目標1】 市内外からより多くの人々や消費を呼び込めるまち(産業振興)

市内外からより多くの人々や消費を引き込み、自立性の向上を支える活発な 経済活動が展開されるよう、豊かな自然の恵みと現代アートの魅力が融合した 本市ならではの多彩な地域資源のブランド力を最大限に引き出すとともに、地 域経済を支えている多様な主体との連携の中から新たな産業の創出を図るこ とにより、雇用の創出と足腰の強い産業経済基盤づくりを推進します。

【目標2】 地域全体で子育て・子育ちをしっかりと支えるまち(子育て・教育)

次世代を担う子どもたちが、健やかに生まれ、恵まれた環境のなかで元気に 育つことができるよう、地域社会全体で子育て・子育ちを温かく見守り、支える 環境づくりを推進するとともに、学校教育をはじめとする教育環境の充実を図 ります。

さらに、これまでの少子化の流れに歯止めをかけるため、結婚や出産の希望をかなえる取組として、結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援体制を構築します。

【目標3】 すべての市民が健やかに暮らせるまち(健康・福祉)

すべての市民が住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域社会の実現を目指して、保健・医療・福祉機関との連携のもと、地域で支え合う仕組みづくりに取り組むとともに、いつまでも心身ともに健康で生き生きと自立した毎日を送ることができるよう、乳幼児から高齢者まで市民一人ひとりのライフステージに応じた総合的な健康づくりを推進します。

また、高齢者の地域生活を支える体制や高齢者の豊富な経験・知識などを活かした活躍の場づくり、さらには障がい者の自立と社会参加の支援を推進します。

【目標4】 だれもが楽しく学び、豊かな心と文化が息づくまち(生涯学習・文化・スポーツ)

だれもが気軽に、楽しく学び、心豊かに充実した毎日を送ることができるよう、学習機会の確保や情報の提供などを通じた自主的・自発的な学習活動の支援を推進するとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって心身の健康を保持・増進し、体力の向上にも結び付くよう、「市民ひとり1スポーツ」の普及定着を図ります。

また、本市に対する強い誇りと深い愛情の醸成や地域社会の活力の向上に結び付くよう、文化芸術活動への支援や先人たちから大切に受け継いできた貴重な文化財の保護・活用を推進します。

【目標5】 地域で助け合い、災害に強く犯罪のない、安全・安心なまち(安全・安心)

いつどこで遭遇するか分からない自然災害や犯罪の危険から市民の尊い生命と貴重な財産を守り、より安全で安心な市民生活を確保できるよう、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う地域主体の防災・防犯体制づくりの普及定着を図るとともに、ハード・ソフトの両面から、災害・犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

さらに、市民一人ひとりが地域コミュニティの大切さについて理解を深め、活動に参加できるよう、コミュニティ活動の重要性に対する意識啓発を図るとともに、地域コミュニティの維持・再生に向けた地域主体の取組を支援します。

【目標6】 ゆとりと潤いあふれる暮らしを実感できるまち(環境)

日常生活や経済活動における環境への負荷を軽減するとともに、ゆとりと潤いを実感できるまちの実現に向け、地域経済社会を構成する多様な主体が、それぞれの責任と役割に応じながら、良好な自然環境の保全・再生やエネルギー消費量の削減、ごみの適正処理などに取り組むことにより、市全体として環境にやさしいライフスタイルの普及定着を図ります。

【目標7】 快適な暮らしや活発な経済活動を支える都市基盤が整ったまち(都市基盤)

市内外からより多くの人々が集い、暮らし、活動する場の創出や、居住・ 商業・行政・教育・医療などの多様な都市機能の充実に努め、コンパクトで 利便性と快適性を兼ね備えた中心市街地の形成を図ります。

また、将来的な人口減少・人口構造の変化や市全体から見た重要度・緊急度などを十分に踏まえながら、快適な暮らしや活発な経済活動に必要不可欠な道路・上下水道・情報通信をはじめとする生活基盤施設及び既存集落の生活環境の整備を計画的に推進します。

【目標8】 地域経済社会の持続的な発展を支える強固な経営基盤が確立したまち(自治体経営)

「自分たちのまちは、自分たちでより良くする」という自主・自立の基本的考え方のもとに、地域社会を構成する多様な主体がそれぞれの責任と役割をしっかりと自覚し、自助・共助・公助を適切に組み合わせながら、相互の密接な連携と協力に根ざした協働のまちづくりを推進します。

また、市全体から見た費用対効果を十分に勘案しながら、選択と集中を 徹底し、限りある行政経営資源を最適に活用するとともに、行財政改革を 推進し、強固な経営基盤の確立を図ります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針となる本市の最上位の行政計画である「第2次十和田市総合計画」のうち、人口減少対策に係る施策について、数値目標や方向性等を記載した「実施計画(アクションプラン)」として位置付けられる十和田市まち・ひと・しごと創生人ロビジョン(令和2年改訂)・第2期総合戦略の目標を本計画の基本目標として設定します。

基本目標	基準値	目標値
全体人口	63,429 人 【平成 27(2015)年】	58,534 人 【令和7(2025)年】
合計特殊出生率	1.45 【平成 30(2018)年】	1.66 【令和7(2025)年】
社会増減数	△125 人/年 【平成 30(2018)年】	△60 人/年 【令和7(2025)年】

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

施策や事業の実効性を確保するため、全庁的に実施している内部評価や有識者等で構成される外部評価委員会による外部評価において、毎年度、計画の達成状況等を評価するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図ります。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3(2021)年4月 | 日から令和8(2026)年3月3|日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「十和田市公共施設等総合管理計画」は、中長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設等の規模の適正化や有効利用、財政負担の軽減及び更新・改修・解体等事業費の平準化を図り、安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供していくとともに、効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現することを目的として、平成 29 (2017) 年3月に策定しています。

同計画は、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図るため、次の基本方針に基づき最適な公共施設等の管理を目指しています。

施設総量の適正化、適正配置

施設総量の縮減を基本とし、施設の複合化、多目的化、定住自立圏内の相互利用も含めた適正配置を進めます。

安全性の確保

適時の点検・診断等により、危険性が認められる施設への対応を迅速に行い、安全性 を確保します。また、点検マニュアルを作成し、職員による自主点検を行います。

施設の長寿命化

予防保全の考えに立った維持管理により施設の長寿命化を図り、更新等費用の低減化 を目指します。

効果的・効率的な管理運営

民間のノウハウや資金の活用により、効果的・効率的なサービス提供や財政負担の軽減を図ります。

現有資産の有効利用

施設統合等に伴う建替え用地については、新たに取得せず現有の市有地を利用し、経 費の削減及び資産の有効利用を図ります。

本計画に記載された公共施設等の整備は「十和田市公共施設等総合管理計画」及び同計画に基づく、すべての個別計画に適合しており、この考え方を踏まえた持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進します。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本市では、若い世代を中心に、市外への人口流出に歯止めがかからない状況が続いています。特に旧十和田湖町区域では、人口減少が著しく進み、産業の各分野における人手不足や地域の担い手不足など、地域の抱える課題がさらに多様化・深刻化しています。

こうした現状を踏まえ、国内外の人々との多様な交流を通じ、本市ならではの魅力を発信・共有することにより、移住・定住希望者を増やすための支援体制を強化するとともに、将来的に本市への移住につながるよう、多様な形で本市と継続的に関わる関係人口の創出・拡大に取り組む必要があります。

また、産業やその他の分野においても関係機関と連携しながら情報提供や研修機会の提供等を行い、担い手の育成・確保を図るとともに、学校教育においては児童・生徒が郷土に愛着と誇りを持てるよう、郷土の自然や歴史を学ぶことができる環境を整える必要があります。

(2) その対策

1) 移住·定住

- ① 近年の首都圏から地方への移住希望者の増加傾向を踏まえ、引き続き、魅力的な 移住候補地として積極的な情報発信や相談対応に取り組み、移住・定住希望者及び 出会い・結婚を希望する若者世代への支援体制を強化します。
- ② 市外からの新規就農者の移住・定住を促進するため、農村における空き家の有効活用など、定住初期の就農を支援します。
- ③ 上十三・十和田湖広域定住自立圏域市町村との連携・協力を深めながら、移住の 促進及び定住人口の増加、圏域内の交流促進に取り組みます。

2) 地域間交流

- ① 十和田湖や奥入瀬渓流など、本市ならではの魅力を発信・共有するとともに、仕事と休暇を組み合わせたワーケーションを推進することにより、特定の地域に多様な形で継続的に関わる関係人口や交流人口の創出・拡大に取り組みます。
- ② 岩手県花巻市との友好都市交流や高知県土佐町との姉妹都市交流、福島県矢吹町・宮崎県川南町との日本三大開拓地サミットなどの都市間交流事業を推進します。

3) 人材育成

- ① 移住希望者の視点に立ち、雇用面や住居、生活面での魅力づくりに合わせ、本市の出身者が地域の将来を支える人材となるための環境づくりを進めます。
- ② 職業能力開発の場の設置や各種セミナーの開催、UIJターンによる就職支援に 取り組み、若年者などの人材育成を支援します。
- ③ 市・大学・市民のネットワークを形成し、大学の持つ人材を生涯学習やまちづく りに活かすとともに、本市の魅力を市内外に発信できる交流の担い手を育成します。
- ④ 農業従事者の減少に歯止めをかけるため、将来にわたって本市の農業を支える高い意欲を持った担い手の育成・確保を図ります。
- ⑤ 十和田湖や奥入瀬渓流をはじめとする郷土の自然や歴史などを学ぶことにより、 郷土の魅力を認識し、愛着と誇りを持てる人材の育成を目指します。

(3) 計画

事業計画(令和3年度~7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	過疎地域持続的 発展特別事業 (移住·定住)	移住・定住促進事業(補助金) 【事業概要】 ■移住者に対し、住宅取得費用等の一部を補助します。 【必要性】 ■人口減少対策として移住・定住の促進を図る必要があります。 【効果】 ■人口の流入増加及び定住人口の増加につながります。	市	
		移住・定住就農支援事業(補助金) 【事業概要】 ■移住する新規就農者に対し、家賃や改修費の補助、農業技術指導等を実施します。 【必要性】 ■農業従事者の減少に歯止めをかけるため、農業の担い手の育成・確保を図る必要があります。 【効果】 ■就農直後の農業経営の安定を図ることで、農業の担い手の育成・確保につながります。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・ 地域間炎、 材育成	過疎地域持続的 発展特別事業 (地域間交流)	ワーケーション宿泊推進事業(補助金) 【事業概要】 ■宿泊事業者が行うワーケーション利用 者向けの宿泊割引に係る費用を補助し ます。 【必要性】 ■関係人口の創出・拡大を図るため、仕事 と休暇を組み合わせたワーケーションを 推進する必要があります。 【効果】 ■十和田湖・奥入瀬周辺における旅行者 の長期滞在と関係人口の創出・拡大に つながります。	市	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (人材育成)	郷土学習充実事業 【事業概要】 ■市内の児童が十和田湖や奥入瀬渓流等の郷土の自然や歴史を学ぶためのバス借上料と遊覧船の乗船料を助成します。 【必要性】 ■子どもたちが郷土の魅力を認識し、愛着と誇りを持てるよう、郷土の自然や歴史を学ぶための環境を整える必要があります。 【効果】 ■郷土に対する愛着と誇りを持てる人材の育成につながります。	市	

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

就業人口の割合から旧十和田湖町区域の産業をみると、第 | 次産業 25.3%、第 2 次産業 18.3%、第 3 次産業 56.3%(平成 27 年国勢調査)となっており、農林畜産業を中心とする第 | 次産業と、国内屈指の観光地である十和田湖、奥入瀬渓流、八甲田山を核とする観光業等の第 3 次産業が主産業となっています。

第 | 次産業の就業人口は、平成2 (1990) 年から平成 27 (2015) 年にかけての 25 年の間に 708 人、53.7%減少しており、第 2 次、第 3 次産業に比べて減少率が大きくなっています。これは、農産物輸入拡大と価格の低迷等に伴い所得が減少したことにより、新規就農者の減少や労働力の他産業への流出につながったものと考えられます。

1) 農業

旧十和田湖町区域の基幹作物は米であり、機械化の促進と経営の合理化を図るために、昭和52(1977)年から基盤整備事業を推進しています。沢田、奥瀬地区のほ場については、ほぼ整備されていますが、今後は一部の未整備地区について整備を進めていく必要があります。用水路等の農業用施設については、破損により機能障害が生じている箇所もあるため、補修・補強などの長寿命化対策を実施する必要があります。

また、野菜の市場評価は高く、にんにくをはじめ、ながいも、ごぼう、ねぎなどは 全国的にも高い評価を受けています。これら良質な農産物等の生産のみにとどまらず、 加工施設等を積極的に活用することで加工品としての付加価値を高めるなど、生産地 としての形態を整え、生産から加工・販売までに至る6次産業化への取組を促進させ る必要があります。

一方で、農業従事者の高齢化や農業離れによる遊休農地が増加しており、農地の荒廃を防ぎ優良農地を確保するため、国土保全や水源のかん養といった農業の持つ多面的機能を活かした取組を進める必要があります。

2) 畜産業

旧十和田湖町区域は、昭和 48(1973)年に肉用牛振興地域の指定を受け、山林原野を採草放牧地に造成し、夏山冬里方式を実施するなど、酪農・畜産の飼養にとって恵まれた地形や自然条件にあり、この豊かな環境で育まれた牛は、県畜産市場において高い評価を得ています。

しかしながら、近年の畜産業を取り巻く環境は生産者の高齢化や、担い手・後継者 の不足など、大変厳しい状況にあります。

中小規模の家族経営が多い当該区域の生産者の収益向上や資源の継承など、次世代

へつなげるためには生産基盤を強化する必要があります。

3) 水産業

十和田湖でヒメマス、コイ、サクラマス等、奥入瀬川水系でヤマメ、イワナ等の漁業や遊漁が行われていますが、今後は稚魚育成の安定化に向けた種苗生産施設や安定した生産供給を図るための漁獲後の販売施設の拡充、さらには、魚体の品質保持のための漁法の改善が課題となっています。

4) 林業

十和田市全体における総土地面積の 65.7% (47,702ha) は森林であり、そのうち、国有林が 59.2% (28,230ha)、民有林が 40.8% (19,472ha) を占めています(青森県森林資源統計書「令和3年4月」)。民有林のうち、人工林は 12,142ha でありますが、本格的な主伐期を迎え、間伐を必要とする森林も多く、今後、優良材の生産のため、間伐を促進するとともに、間伐材の有効利用を図る必要があります。

また、林道については、舗装等の整備は一部のみで、生産性の高い林業経営を図る ためには、今後も計画的に整備を促進する必要があります。

5) 雇用

旧十和田湖町区域の第2次産業の就業人口は、平成7 (1995) 年の 902 人をピーク に減少傾向にあることから、今後も就業条件等の良好な企業の誘致等を促進する必要 があります。

第3次産業の就業人口は、平成2 (1990) 年から平成 27 (2015) 年にかけての 25 年の間に 680 人、33.4%減少しており、減少に歯止めがかかっていません。

少子高齢化が進む中、若者から高齢者までのあらゆる年代が、地域経済活力の維持・ 増進を支える担い手として自らの能力を十分発揮できるよう、関係機関との連携・協 力のもと、それぞれのライフスタイルなどに応じ、地域社会での活躍の場を見出すこ とができる働き方の実現を適切に支援する必要があります。

6) 観光

旧十和田湖町区域には、十和田湖、奥入瀬渓流などを含む十和田八幡平国立公園の 美しく雄大な自然環境をはじめとした多彩な地域資源があります。それら地域資源を 活かすとともに、多様化する国内旅行者のニーズを踏まえ、ターゲットとする観光客 を明確にしたうえで、その特性に応じた観光メニューの開発・提供を推進するほか、 地域ぐるみで行うおもてなしを通じて観光客の満足度を高めるなど、様々な面からリ ピーターを増やすための取組をさらに強化する必要があります。

今後は、外国人観光客がより快適に市内観光を楽しむことができるよう、観光地などにおける案内表示の多言語化や情報通信環境の整備などによる受入体制の強化を図

十和田市過疎地域持続的発展計画

るとともに、観光情報の発信の強化やイベントによる集客効果を活用しながら、自然、 温泉、食、歴史、文化などの多様な地域の資源を活かした魅力ある滞在型観光地づく りに取り組む必要があります。

また、観光関連事業者や関係団体、市民などとの連携を強化し、地域主体の観光振興や観光地づくりを担う人材の育成・強化を図る必要があります。

(2) その対策

1) 農業

- ① 農業の生産性を向上させるため、良好な営農条件を備えたほ場、農道及び農業用 排水路等を計画的に整備し、有効利用を図ります。
- ② 農業用施設の機能の回復や、災害の未然防止を図るため、農村地域防災減災事業を推進し、長寿命化対策を実施します。
- ③ 農産物等の付加価値を高め、農業者がより高い収益を得られるよう、6次産業化の啓発に努めるとともに、商品開発や事業計画作成など、6次産業化への取組を支援します。
- ④ 農地の適正な利用による遊休農地の発生防止を図ります。また、農地の持つ多面 的機能の確保及び農村コミュニティの促進を図るため、多面的機能支払交付金事業、 中山間地域等直接支払事業及び地域の中心経営体への農地集約を進める農地中間 管理事業等の活用を図ります。

2) 畜産業

- ① 優良な血統を受け継ぐ繁殖雌牛の確保や地元保留を促進するほか、肥育を含めた 地域一貫生産を推進します。
- ② 飼料の安定確保などの取組により、経営の効率化と安定化を支援します。

3)水産業

① 十和田湖や奥入瀬川水系における内水面漁業の持続的かつ健全な発展に資するよう、水産資源の安定確保を図るため、漁業協同組合が実施するヒメマスやヤマメなどのふ化・放流事業を支援します。

② 十和田湖ひめますの認知度を高め、ブランドイメージを保全強化するとともに販売拡大を図ります。

4) 林業

- ① 地球温暖化の緩和、土砂災害の防止及び水源のかん養など森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、木材の有効活用及び計画的な森林整備を進めます。
- ② 林道については、計画的に新設・改良舗装等の整備を進めます。

5)雇用

農畜産物等を活用した加工商品製造業など、地域の条件に合う就業条件の良好な企業の誘致を促進するとともに、より多くの人々が自らの希望や能力を活かし、安定して働くことができるよう、雇用の創出と就業支援の充実を図ります。

6) 観光

- ① 道の駅や観光施設の機能向上、観光地の景観整備、新たな観光資源の発掘・活用により、魅力ある観光地づくりを進めます。
- ② 「国立公園満喫プロジェクト」に選定された十和田八幡平国立公園を中心に、自然を活かした観光メニューの充実やユニバーサルデザインに配慮した受入環境整備に努め、国立公園のブランド化を推進します。
- ③ 市民や(一社)十和田奥入瀬観光機構をはじめとする多様な主体との連携・協力により、地域ぐるみで観光客を温かく迎え入れる体制の強化を図るとともに、観光客のニーズに即した魅力ある観光サービスの充実に取り組みます。
- ④ 温泉供給施設の更新に取り組むことにより、奥入瀬渓流温泉(焼山地区)への安 定した湯量供給を図ります。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命 化や集約化を行うものとします。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	基盤整備 (農業)	経営体育成基盤整備事業	県	負担
		農村地域防災減災事業	県	負担
	観光又はレクリエーション	奥入瀬渓流温泉まちなみ再整備事業	市	
		国立公園施設整備事業	市	
		奥入瀬渓流温泉スキー場整備事業	市	
		焼山地区温泉供給施設整備事業	市	
		宇樽部キャンプ場環境整備事業	市	
		奥入瀬ろまんパーク施設設備整備事業	市	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (第1次産業)	多面的機能支払交付金事業 【事業概要】 ■農地の保全管理及び農村集落などの環境整備に取り組む活動組織等に対し、交付金を交付します。 【必要性】 ■農地の持つ多面的機能の確保を図るため、地域が共同して取り組む農地の保全管理及び農村集落などの環境整備などの活動を支援する必要があります。 【効果】 ■農地の持つ多面的機能の確保及び優良な農地の維持・確保につながります。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 (第1次産業)	中山間地域等直接支払事業 【事業概要】 ■水路や農道の保全管理などに取り組む農業者等に対し、交付金を交付します。 【必要性】 ■農地の持つ多面的機能の確保を図るため、地域が共同して取り組む水路や農道等の保全管理及び耕作放棄の防止等の農業生産活動を支援する必要があります。 【効果】 ■農地の持つ多面的機能の確保及び耕作放棄地の発生防止につながります。	市	
		内水面漁業振興対策事業(補助金) 【事業概要】 ■十和田湖増殖漁業協同組合が実施する 水産資源管理に要する費用を補助します。 【必要性】 ■水産資源の安定確保を図るため、漁業 協同組合が実施するヒメマスのふ化・放 流事業を支援する必要があります。 【効果】 ■十和田湖の魚類の生息数を確保すると ともに、漁獲量の確保及び遊漁者の誘 客につながります。	十和田湖灣協同組合	
		十和田湖ひめますブランド力向上事業 【事業概要】 ■十和田湖ひめますの認知度向上に取り 組む十和田湖ひめますブランド推進協 議会に対して負担金を拠出します。 【必要性】 ■地域経済の活性化のため、十和田湖ひ めますの認知度向上とブランド化を推 進する必要があります。 【効果】 ■十和田湖ひめますのブランド力向上に つながります。	十湖まラ推議田めブド協	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (観光)	焼山地区活性化事業 【事業概要】 ■焼山地区(奥入瀬渓流温泉)において、「花」と「温泉」と「アート」を活用した取組を進めます。 【必要性】 ■地域の資源と景観を活かした魅力ある観光地づくりを推進する必要があります。 【効果】 ■新たな観光資源としての魅力向上につながります。	市	

(4) 産業振興促進事項

1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧十和田湖町区域	製造業、農林水産物等販売 業、旅館業及び情報サービス 業等	令和3年4月1日~ 令和8年3月31日	

2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2) その対策及び(3) 計画のとおりです。産業の振興に係る施策の実施については、青森県及び周辺市町村、その他関係団体と連携を図ります。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

≪観光施設≫

合併前の旧十和田市、旧十和田湖町、それぞれの観光振興の観点から各種施設が設置されていることから、今後の観光戦略を踏まえ統廃合、複合化等も含め適正化を図ります。

≪温泉設備≫

施設の劣化により温泉供給が出来なくなるという事態を招かないよう、施設の更新 に向けた調査を進め、更新事業費を踏まえ温泉受給者との共通認識のもと、更新計画 策定を進めます。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

近年、情報通信技術(ICT)は、飛躍的に進展しており、スマートフォンやタブレット端末等の普及に伴い、生活や仕事など、社会のあらゆる場面で必要不可欠なものとなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、人々の日常は大きく変化し、新たな生活様式への移行を余儀なくされたことから、これまでデジタル化が進まなかった分野においても、個人、産業、教育、社会といったあらゆる環境において変革が生まれ、デジタル化・リモート化を前提とした活動が定着していくことが想定されます。

旧十和田湖町区域では情報通信基盤の整備を目的に、平成 29 (2017) 年度に十和 田湖畔地区においてインターネット光回線を公設民営方式で整備し、地域住民や観光 客等の利便性向上を図りました。一方で光回線が整備されていない地域もあることか ら、未整備地域の解消に向けて、関係機関との連携により情報通信基盤の整備を推進 する必要があります。

また、災害時の通信体制としては移動系防災行政無線の配備により、行政間の通信網が整備されているほか、同報系防災行政無線の屋外拡声子局の整備や戸別受信機の配置により、区域全体に対して防災情報や緊急情報を伝達する体制の整備が図られています。

今後は、整備した通信施設の適正な維持管理に努めるとともに、ICTの技術革新の状況や利活用の需要状況も踏まえながら、積極的にICTの利活用を進める必要があります。

(2) その対策

- ① 関係機関との連携・協力のもと、だれもが快適かつ安全・安心にICTを利活用できるよう、関係機関や事業者へ働きかけるとともに、情報通信基盤や公衆無線 LANの整備を推進します。
- ② ICTを利用した情報活用能力を育成するため、小・中学校においてタブレット 端末等を活用した教育を推進します。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命 化や集約化を行うものとします。

(3) 計画

事業計画(令和3年度~7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	電気通信施設等 情報化のための 施設 (その他の情報化 のための施設)	無線システム普及支援事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしています。

十和田市公共施設等総合管理計画において本項目に該当している施設類型はありませんが、本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は 十和田市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対 策に必要となる事業を適切に実施します。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

1) 交通施設の整備

旧十和田湖町区域の道路交通網は、令和2 (2020) 年3月31日現在、国道102号、 国道103号、国道394号、国道454号のほか、主要地方道1路線、一般県道2路線、 市道175路線184.539.1mが張り巡らされています。

旧十和田湖町区域における市道の整備状況は、改良済延長 67,100.6 m、改良率 36.4%、舗装延長 125,802.5 m、舗装率 68.2%と改良の面で遅れている状況にあります。将来の交通事情を考えると、道路拡幅等の改良を積極的に推進し、破損の著しい簡易舗装を改良整備していく必要があります。

また、旧十和田湖町区域の一部路線においては、冬季になると暴風雪により、吹き溜まりが発生し、対向車とすれ違うことができないなど、通行車両や歩行者の安全が確保されていないことから、冬期間における交通確保のため、除雪体制の強化や防雪柵等の整備が必要です。

農林道については、舗装等の整備は一部のみで、今後、生産性の高い農林業経営を 図るため、整備を進めていく必要があります。

一方、観光振興を図るため、国道 I03 号奥入瀬(青橅山)バイパスの早期完成や東 北新幹線ハ戸駅へのアクセス道路を整備していく必要があります。

2) 交通手段の確保

旧十和田湖町区域における公共交通は、路線バス及びコミュニティバスが地域住民 の交通手段として重要な役割を担っています。

全国的にも、人口減少や少子高齢化の進行に伴う公共交通機関の輸送人員の大幅な減少などにより、路線バスを中心とする公共交通ネットワークの規模縮小やサービス水準の低下が懸念される中、人口減少が著しい旧十和田湖町区域においては、高齢者や児童・生徒などの移動制約者対策はもとより、地域社会の活力の維持・向上や観光振興にも結びつくよう、公共交通の利便性の確保や安定的な運営に向けた取組を強化する必要があります。

(2)その対策

1) 交通施設の整備

① 地域住民の日常生活の安全性や産業経済活動の利便性を確保するため、緊急度や 重要度に応じた、道路・橋梁の計画的な整備と効率的な維持管理を推進します。

十和田市過疎地域持続的発展計画

- ② 冬期間の交通を確保するため、必要性が高い箇所に防雪柵等の整備を進めるとともに、除雪体制の強化を図ります。
- ③ 農林道については、計画的に新設・改良・舗装等の整備を進めます。

2) 交通手段の確保

- ① 移動制約者の交通手段を安定的に確保するため、コミュニティバスの運行やタクシー車両によるデマンド運行、自家用有償運送の活用などにより、地域特性や公共交通の利用実態に即した輸送体制の確立を図ります。
- ② 地域社会の活力の維持・向上や観光振興にも結びつくよう、近隣自治体との連携・協力のもと、周辺部に位置する鉄道駅と旧十和田湖町区域を結ぶ公共交通網の整備に努めます。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命 化や集約化を行うものとします。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の 整備、交通 手段の確保	市町村道 (道路)	市道法量線 改良 L=80m W=11.5m	市	
一大权の唯体		市道焼山線 改良 L=1,600m W=9.0m	市	
		市道猿倉線 舗装 L=450m W=5.0m	市	
		市道両泉寺家ノ下線 改良 L=400m W=5.0m	市	
		市道中ノ渡生内線 改良 L=900m W=5.0m	市	
		市道舘野倉沢線 改良 L=320m W=8.0m	市	
		市道上川目線 舗装 L=200m W=5.0m	市	
		市道向村大沼平線 改良 L=1,500m W=4.5m	市	

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の 整備、交通 手段の確保	市町村道 (道路)	市道太田上線 改良 L=150m W=6.0m	市	
「大の力を下		市道太田線 改良 L=150m W=6.0m	市	
		市道太田岩井口線 改良 L=200m W=6.0m	市	
		市道中ノ渡3号線 改良 L=300m W=5.0m	市	
		市道宇樽部十和田山線 舗装 L=500m W=4.5m	市	
	市町村道 (橋りょう)	橋りょう(猿倉橋)L=12.4m	市	
		橋りょう(色内橋)L=11.0m	市	
		橋りょう(府金橋)L=10.6m	市	
		橋りょう(法量橋)L=12.5m	市	
		橋りょう(新羅橋)L=5.1m	市	
		橋りょう(生内橋)L=11.6m	市	
		橋りょう(鳥谷附2号橋)L=18.9m	市	
		橋りょう(仙ノ沢三又橋)L=10.1m	市	
		橋りょう(大堀橋)L=95.0m	市	
		橋りょう(焼山橋)L=11.8m	市	
		橋りょう(百目木橋)L=52.8m	市	
		橋りょう(野ノ沢橋)L=10.4m	市	
		橋りょう(筒場橋)L=12.0m	市	
		橋りょう(第2下川原橋)L=17.6m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通	市町村道 (その他)	市道公園線 防雪柵設置 L=450m	市	
手段の確保 		市道太田田屋線 防雪柵設置 L=600m	市	
		市道新川原下川目線 防雪柵設置 L=300m	市	
		市道太田川原三日市線 防雪柵設置 L=1,800m	市	
		市道大堀段ノ台線 防雪柵設置 L=400m	市	
		市道下洗音道線 防雪柵設置 L=200m	市	
		市道大堀田茂木1号線 防雪柵設置 L=400m	市	
		市道焼山線 防雪柵設置 L=200m	市	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (公共交通)	西地区シャトルバス運行事業 【事業概要】 ■旧十和田湖町区域から中心市街地まで西地区シャトルバスを委託により運行します。 【必要性】 ■地域住民の日常生活に必要な交通手段を安定的に確保する必要があります。 【効果】 ■通院や買い物などの地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保につながります。	市	
		公共交通空白地有償運送事業(補助金) 【事業概要】 ■公共交通未整備地域の住民の生活交通を確保するため、空白地有償運送を実施する団体に対し、運行に要する費用の一部を補助します。 【必要性】 ■公共交通未整備地域において、地域住民の生活交通を確保する必要があります。 【効果】 ■地域住民の生活交通の確保につながります。	特営動十奥郷り 非活人田瀬く学	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

≪道路≫

道路の安全性向上を図るため、道路改良や路面補修を推進します。また、老朽化による損傷等が重大な事故を引き起こす可能性があることから、パトロールや定期的な点検を強化し、道路状況の的確な把握に努め、事故防止への迅速な対応を図ります。併せて、道路の利用状況や劣化状況を踏まえ、安全に通行できる状態を維持するため、計画的な維持・修繕や今後の方針を検討します。

≪橋梁≫

劣化・損傷が進み道路ネットワークが機能しなくなる事態を未然に防止するため、「十和田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行い、橋梁の状態の把握、予防的な補修及び計画的な架替えを着実に進め、費用の縮減及び、橋梁の安全性、信頼性の確保に努めていきます。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

1) 水道

旧十和田湖町区域における簡易水道施設は II 地区点在していましたが、休屋、宇樽部、子ノロの3地区については平成2I (2009) 年度に十和田湖畔地区簡易水道として統合整備したほか、沢田、上川目、段ノ台・川口、法量の4地区及び百目木地区については、平成23 (2011) 年度及び平成25 (2013) 年度にそれぞれ上水道への統合整備を行いました。また、渕沢・片貝沢、高田・大畑野の2地区については、平成29 (2017) 年度に焼山地区簡易水道への統合整備を行いました。

安全で安心な水道水の安定供給を図るため、今後は老朽化により機能低下が著しい 施設について、機能維持のため、計画的な更新を行う必要があります。

2) 下水道

旧十和田湖町区域における令和 2 (2020) 年 3 月 3 I 日現在の水洗化率は 84.4%となっています。

快適で住みやすい居住環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、水洗化率の向上に努めるとともに、焼山地区の特定環境保全公共下水道事業と各地区の農業集落排水事業の処理施設のうち、老朽化により機能低下が著しい施設については、機能維持のため、計画的な更新を行う必要があります。

3) 廃棄物処理施設

し尿処理及びごみ処理については、十和田地域広域事務組合において行われています。

今後、なお一層ごみの減量化を目指して分別収集や美化対策を推進するとともに、 循環型地域社会を構築するために、リサイクルなどの取組を推進する必要があります。

4) 消防施設及び救急・防災体制

消防事務については、十和田地域広域事務組合において行われています。

令和3(2021)年4月から新庁舎において運用が開始されている十和田湖消防署には、令和3(2021)年4月1日現在、消防職員が24人(署長を含む。)配置されているほか、指揮車1台、消防車2台、高規格救急車1台、査察広報車1台が配備されています。また、十和田湖消防署湖畔出張所には、消防職員が14人(出張所長を含む。)配置されているほか、災害対応車1台、消防車1台、高規格救急車1台、救助艇1艇が配備されています。

非常備の消防団は、令和3(2021)年4月1日現在4分団あり、団員数は153人となっています。その他、防火組織として婦人防火クラブが5地区に組織されています。

消防施設は、令和3(2021)年4月1日現在、消防ポンプ自動車6台、小型動力ポンプ付積載車5台が配備、防火水槽75基が設置されています。本区域は行政区域が広いうえに水利の便が悪く、また、集落が散在していることから、初期消火活動を重視した機動力のある火災防御体制が重要となります。そのため、ポンプ自動車の更新整備、防火水槽の定期的な点検、老朽化が進む消防施設の建て替えや改修など、消防力の整備強化を図る必要があります。

また、旧十和田湖町区域には土砂災害警戒区域が多く存在し、災害時の警戒避難体制の整備が必要となっています。災害時の被害軽減につながるよう、市民一人ひとりの防災意識を高める必要があります。

5) 公共施設等

現在、市の所有となっている老朽化が著しい空き建築物(旧旅館)や廃校等については、地震時の倒壊の危険性や衛生上及び景観上の観点から、解体撤去を行う必要があります。

(2) その対策

1) 水道

水道については、水源の確保、保全等に努めるとともに、簡易水道施設及び簡易水 道施設であった水道施設(平成 19 年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設 でなくなったもの)の計画的な更新を行うことにより、安全で安心な水道水の安定供 給に努めます。

2) 下水道

下水処理施設の計画的な更新を図るとともに、集合処理区域内全域において下水道施設への接続を促進します。

3) 廃棄物処理施設

ごみのリサイクル、減量等の積極的な取組を促進します。

4) 消防施設及び救急・防災体制

① 防火体制を強化充実させるため、消防施設・消防車両などの整備・更新を計画的 に行います。 ② 広報紙やホームページなどを活用した情報発信により、防災に関する基礎知識の 普及に努めるとともに、住民の防災意識の高揚を図ります。

5) 公共施設等

地域住民の安全・安心確保のため、地震時の倒壊の危険性や衛生上及び景観上の観点から問題があり、かつ利用計画のない公共施設等については、解体・撤去を行います。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命 化や集約化を行うものとします。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の 整備	水道施設 (簡易水道)	簡易水道施設整備事業	市	
	下水処理施設 (農村集落排水施 設)	農業集落排水処理施設整備事業	市	
	消防施設	消防団車両購入事業	市	
		消防団屯所施設整備事業	市	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (危険施設撤去)	焼山地区旧旅館解体事業 【事業概要】 ■空き建築物(旧旅館)を解体撤去します。 A=679㎡ 鉄骨・木造構造 【必要性】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保するとともに、観光地の景観を保全するため、地震時の倒壊の危険性や衛生上及び景観上の観点から問題のある施設を解体撤去する必要があります。 【効果】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保するとともに、観光地の景観保全につながります。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画等では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来 負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については 以下のとおり定めています。

≪上水道≫

「十和田市水道事業ビジョン 2019」や「十和田市水道区域の事業基盤及び水道施設の強靭化推進」など所管部署で作成の計画等に基づき、施設・設備の耐震化や規模の適正化を図ります。また、管路は、老朽化が進んだ管の更新を行いつつ、耐震管への入れ替えを進めます。

《下水道》

十和田市公共施設等総合管理計画の個別施設管理計画「下水道に関する計画」に基づき、処理施設等の機能維持や回復を行います。

≪消防施設≫

消防屯所は、消防団再編成計画に基づき更新・統廃合等を進めます。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

1) 児童の福祉

本市の幼児・児童数は、年々減少傾向にあり、旧十和田湖町区域においても同様の 状況にあります。一方で、本市は子育て世代の女性の就業率が、全国や県と比較して も高い状況が続いており、保育所や学童保育の利用率も上昇傾向にあります。

そのような中、将来にわたって活力ある地域社会の維持・形成を図るためには、より多くの親たちが、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるとともに、子どもたちが地域社会の中で心身ともに健やかに成長できる環境の充実を図る必要があります。

また、全国的に世帯の小規模化や地域コミュニティの希薄化などを背景に、家庭及び地域社会における子育て力の低下が懸念されている中、本市においても支援を必要とする子ども及びその保護者を支える相談・支援体制の強化を図る必要があります。

2) 高齢者の福祉

旧十和田湖町区域の高齢者の割合は年々上昇しており、昭和 35 (1960) 年の 65 歳以上人口が 506 人で全人口の 4.7%であったのが、平成 27 (2015) 年には 65 歳以上人口が 1,716 人で高齢化率は 40.3%となり、高齢化の進行が顕著となっています。

高齢者の福祉対策としては、老人クラブに対する助成事業や老人福祉バスを活用した研修等を行っています。

また、高齢者の生活支援としては、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・ 福祉の各関係機関と連携を図りながら、包括的かつ継続的な支援体制の充実に努めて います。

その他、介護保険制度による各種サービスの充実を図っています。

これからも、高齢者が住み慣れた地域で元気に自立した生活ができるように、第8期十和田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、福祉対策や介護予防事業を 積極的に推進する必要があります。

3) 障がい者の福祉

現在、障害者手帳を所持している人の数は増加傾向にあり、旧十和田湖町区域においても移動手段の確保などの支援を必要としている障がい者が増えている状況にあります。

今後は地域課題の解決に向け、生活において困難を抱える人たちが地域において安 心して自立した生活を送ることができるよう、包括的な支援体制を構築し、切れ目の ない支援をしていく必要があります。

また、第6期十和田市障がい福祉計画に基づき、障がい福祉サービスの質の確保・ 向上をはじめ、障がいを理由とする差別の解消の推進、障がい者への虐待防止等に努 める必要があります。

4) 保健

生活様式の多様化などを背景に、偏った食生活や睡眠・運動不足、ストレスなどの不適切な生活習慣の積み重ねが原因で発症するとされている糖尿病、高血圧、がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病による死亡率が本市においては 50%台で推移しています。

「自分の健康は自分で守る」を基本に、より多くの市民が自らの健康に対する関心を高め、主体的に生活習慣の改善や健康増進に取り組むことができるよう、各種健康教育や相談の場の充実などを通じ、健康に関する正しい知識の普及啓発に取り組み、健康寿命の延伸につなげていく必要があります。

(2) その対策

1) 児童の福祉

- ① 保護者の就労形態の多様化に伴い、地域の保育需要に応じた子ども・子育て支援 事業を実施します。
- ② 子どもたちが地域社会の中で心身ともに健やかに成長できる環境を整えます。

2) 高齢者の福祉

- ① 高齢者の社会参加と生きがいづくり活動を支援するとともに、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ② 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、地域の状況を把握し、必要なサービスにつなげるための相談支援体制の充実を図るとともに、地域による見守り体制の強化を図ります。
- ③ 介護サービスの充実及び介護予防のための施策を推進します。

3) 障がい者の福祉

① 障がい者やその家族が自らの生活実態に応じた福祉サービスを的確に選択できるよう、相談支援体制の強化を図るとともに、自立した日常生活及び社会生活を営む

ために必要な訓練などの支援を推進します。

② 障がいや障がい者に対する正しい理解と支援を促すための意識啓発を図るとともに、虐待の防止や障がいを理由とする差別の解消に向け、障がいのある人とない人が交流を深めるための機会の充実を図ります。

4) 保健

- ① 生活習慣病をはじめとする病気の予防及び早期発見・早期治療を促進するため、 健康診査、健康相談、健康教育等の保健事業を実施します。
- ② 健康寿命の延伸を図るため、保健協力員、母子保健推進員及び食生活改善推進員等と連携し、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた適切な情報提供や、健康増進に向けた取組を支援します。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
子の齢健の増、の温をは、の温をは、の温をは、の温をは、の温をは、の温をは、の温をは、の温をは	過疎地域持続的 発展特別事業 (児童福祉)	十和田湖地区託児・学童保育支援事業 (補助金) 【事業概要】 ■十和田湖地区において託児及び学童 保育事業を実施する団体に対し、当該 事業に要する費用の一部を補助しま す。 【必要性】 ■保育所や放課後児童クラブが設置されていない十和田湖地区において、 託児や学童保育を必要とする子ども 及びその保護者を支援するため、 事業を実施する必要があります。 【効果】 ■十和田湖地区の子育て世帯が安心して子育でできる環境の確保につながります。	休屋町内会	

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

旧十和田湖町区域の医療施設は、十和田湖診療所 | か所となっています。また、令和3(2021)年4月 | 日現在、非常勤医師による平日週3回の診療となっており、医療体制は充分とはいえない状況です。

地域住民が安心して必要な時に必要な医療サービスが受けられるよう、地域における医療体制の強化を図る必要があります。

(2) その対策

地域住民が安心して必要な時に必要な医療サービスが受けられるよう、医療体制の 強化を図るとともに、医療機器の計画的な整備及び適切な維持管理や市立中央病院と の連携により地域医療の充実を図ります。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	診療施設 (その他)	十和田湖診療所医療機器整備事業	市	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	十和田湖診療所維持運営事業 【事業概要】 ■十和田湖診療所における医師の特殊 勤務手当や非常勤医師等の通勤に要 する費用を支出します。 【必要性】 ■地域住民が安心して必要な時に必要 な医療サービスが受けられるよう、医 療体制の強化を図る必要があります。 【効果】 ■常勤医師等の配置により、医療提供体 制の充実が図られ、地域住民の医療 機会の確保につながります。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

≪保健・福祉施設≫

診療所は、湖畔地区の医療を確保するため、適切に維持管理していきます。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

1) 学校教育

旧十和田湖町区域の教育施設は、昭和 52 (1977) 年までは小・中学校合わせて 12 校ありましたが、その後の統合により、令和3 (2021) 年4月 | 日現在、小学校3校、中学校2校となっています。

学校施設については、老朽化が進んでいる施設もあることから、必要な改修を順次行い、児童・生徒の安全を確保するとともに、快適に学ぶことのできる環境を確保する必要があります。

また、法奥小学校区及び第一中学校区は広範囲に及ぶことから、登下校時の児童・ 生徒の安全確保や送迎に係る保護者の負担軽減を図るため、遠距離通学者の通学手段 を確保する必要があります。

2) 体育施設

十和田湖総合運動公園には、陸上競技場、テニスコート、プール、野球場があります。また、焼山地区には、アネックススポーツランドと八甲田パノラマパークゴルフ場があります。

これら体育施設の中には、老朽化が進んでいる施設もあることから、計画的な改修 を行う必要があります。

3) 生涯学習、コミュニティ活動

地域住民の学習ニーズや地域社会の抱える課題が多様化・複雑化する中、それぞれのライフステージに応じた学習活動の推進のほか、地域における人づくりや自らが進んで地域づくりに参画、貢献できる環境づくりに取り組む必要があります。

生涯にわたる学習活動や地域コミュニティ活動を支援するとともに、その成果を適切に活かすことができる環境づくりを推進する必要があります。

(2) その対策

1) 学校教育

児童・生徒がより安全・安心で快適に学べるよう、空調設備設置等の学校施設の改修や遠距離通学者の通学手段を確保するなど教育環境の向上を図ります。

2) 体育施設

利用者のニーズや利用実態を踏まえたうえで、安全で快適にスポーツ活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の適切な維持管理・運営を図るとともに、スポーツイベントなどを開催し、市民のスポーツ活動を推進します。

3) 生涯学習、コミュニティ活動

地域住民の多様な生涯学習ニーズに対応するため、生涯学習機会の充実を図るとと もに、地域住民の生涯学習や地域コミュニティ活動の環境整備に努めます。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命 化や集約化を行うものとします。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	学校教育関連施設 (校舎、屋内運動場)	学校施設大規模改修事業	市	
	集会施設、体育施設等 (その他)	西コミュニティセンター環境整備事業	市	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (義務教育)	遠距離通学支援事業(補助金) 【事業概要】 ■定期路線バスの定期券購入に対する補助や臨時バスの運行など遠距離通学者の通学手段を確保します。 【必要性】 ■遠距離通学となる児童・生徒が安心して学べる良好な環境を確保するため、通学に要する経費を支援するとともに、通学手段を確保する必要があります。 【効果】 ■登下校時の児童・生徒の安全確保や送迎に係る保護者の負担軽減が図られ、安心して学べる良好な環境の確保につながります。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

《学校教育施設》

学校施設は、十和田市教育委員会で策定した「公立学校の統廃合に関する指針」に基づき、児童生徒数の推移を踏まえた規模の適正化と適正配置を推進します。国の施策との整合を図りつつ地域コミュニティ・防災の拠点としての位置づけも考慮し、通学区域の見直しや学校の統廃合・併置化を検討するとともに、小中一貫校、義務教育学校についても検討します。

また、学校施設を有効に活用するため、児童生徒の安全確保や教育環境に配慮したうえで、体育施設等のさらなる地域開放や余裕教室・敷地等の積極的な活用を検討します。

《スポーツ施設》

適切な修繕を行うとともに、同種のものが複数ある施設や利用者が少ない施設は、 統合や複合化を行うなど、施設数・規模(延床面積)の適正化を図ります。

広域利用が可能な施設については、周辺市町村との共同利用に努めます。

《市民集会施設》

人口減少に伴い利用者も減少することが予想されることから、統合や複合化による 施設数・規模(延床面積)の適正化を図ります。

《社会教育施設》

公民館は、社会教育の振興を図るため、文化施設は、市民文化及び圏域文化の振興 を図るため、適切な修繕や各種機器の更新を行いながら維持していきます。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

旧十和田湖町区域には、大小あわせて 45 集落が区域の中心を流れる奥入瀬川流域に 散在していますが、いずれの集落も近年の人口減少、高齢化により小規模化が進み、 住民相互の連帯感も希薄化しています。

当該状況下において、集落の維持を図るためには「自らの地域は自らでつくる」という意識のもと、地域主体の活動を積極的に推進していく必要があります。

また、農地などの保全管理及び環境整備についても地域共同で取り組む必要があります。

(2) その対策

- ① コミュニティ組織による主体的な地域課題の解決のための取組を支援します。
- ② 農地などの保全管理及び環境整備や農地が持つ多面的機能発揮のための地域活動、耕作放棄地の発生防止などの地域共同による取組を支援します。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 (集落整備)	広域コミュニティ活動推進事業(補助金) 【事業概要】 ■広域コミュニティ組織が主体的に行う 地域課題解決のための取組に要する 費用を補助します。 【必要性】 ■集落の維持を図るため、地域主体の 活動を推進する必要があります。 【効果】 ■広域コミュニティ組織の基盤強化、活 動の活性化が図られ、集落の維持に つながります。	市	

十和田市過疎地域持続的発展計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 (集落整備)	多面的機能支払交付金事業	拒	再掲
		中山間地域等直接支払事業	규	再掲

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

旧十和田湖町区域には、国の特別名勝及び天然記念物に指定されている「十和田湖 および奥入瀬渓流」、国の天然記念物に指定されている「法量のイチョウ」、県の天然 記念物に指定されている「モミの木」があります。

このほか「郷土館」及び「十和田湖民俗資料館」、国の重要文化財に指定されている「旧笠石家住宅」がありますが、これらの施設等は、いずれも老朽化等が進んでいることから、今後、計画的な整備が必要となっています。

また、旧十和田湖町区域では地域の小・中学生を対象に市の無形文化財に指定されている「沢田鶏舞」の指導が行われており、後継者育成に努めているほか、各種サークル活動を中心に行われている文化芸術活動についても、支援、育成に努めていく必要があります。

(2)その対策

- ① 貴重な有形文化財、名勝、天然記念物等は、後世に引き継いでいけるよう、適切 な保護と保全に努めます。
- ② 郷土・民俗資料の保存及び展示施設の整備・充実に努めます。
- ③ 市の伝統芸能である無形文化財の保存と後継者育成に努めます。
- ④ 文化芸術活動の推進のため、各種サークル活動を支援します。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命 化や集約化を行うものとします。

(3) 計画

事業計画(令和3年度~7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の 振興等	地域文化振興施 設等 (地域文化振興施 設)	十和田湖民俗資料館及び旧笠石家住宅 整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

≪社会教育施設≫

資料館は、利便性の向上、展示物の充実、低コスト化を図るため、点在している施設の統合を検討します。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

八甲田山系の広大な森林や十和田湖、奥入瀬渓流などの貴重な自然は、市民共有の 財産として、生活に潤いや安らぎをもたらすものです。この自然を次世代に引き継ぐ とともに、その恵みを活用した持続可能な地域社会の構築が求められています。

本市においては、限りある資源の有効活用に努め、将来にわたり資源豊かなまちづくりを推進するため、資源循環型社会の構築に向け、行政が先導的な役割を果たすことにより、市民や事業者の主体的な活動を促していく必要があります。

また、地球温暖化対策の推進に向けて、行政が先導的な役割を果たし、市民、事業者をはじめとする多様な主体との連携・協力に根ざした取組を強化する必要があります。

(2) その対策

- ① 地球環境への負荷をできる限り小さくするため、温室効果ガスの排出量削減など の取組を推進し、環境にやさしいライフスタイルの普及を図ります。
- ② 関係団体や事業者などと連携・協力し、環境への負荷が少ない再生可能エネルギー の利活用を促進します。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

1) 自然環境の保全・活用

旧十和田湖町区域は、十和田湖、奥入瀬渓流などを含む十和田八幡平国立公園の美しく雄大な自然を有しています。この自然を次世代に引き継ぐとともに、その恵みを活用した持続可能な地域社会の構築が求められています。

また、健康で安全かつ快適な市民生活を確保するため、河川の水質、騒音、悪臭などの把握に努めながら、状況の変化に応じた対策を的確に講じる必要があります。

(2) その対策

1) 自然環境の保全・活用

- ① 関係機関との連携のもと、生物多様性の保全を図ります。
- ② 環境保全団体などの活動支援を通じ、自然保護に対する意識の高揚を図ります。
- ③ 県認定の名水地「私たちの名水(八甲田清水)」の適切な維持管理に努め、市民が自然にふれあう機会の創出を図ります。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
その他地域 の持続的発 展に関し必 要な事項	過疎地域持続的 発展特別事業	内水面漁業振興対策事業	十和田 湖増殖 漁業協 同組合	再掲
	その他	名水保全事業 ■「私たちの名水(八甲田清水)」の水 質保全のための水質検査	市	ソフト 事業

(添付資料)

【再掲】事業計画(令和3年度~令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定域 間交流の 促進、人 材育成	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業 (移住·定住)	移住・定住促進事業(補助金) 【事業概要】 ■移住者に対し、住宅取得費用等の一部を補助します。 【必要性】 ■人口減少対策として移住・定住の促進を図る必要があります。 【効果】 ■人口の流入増加及び定住人口の増加につながります。	市	事より増している。 事業り、加口なが性にはのいる。 大力ののがり、化がでいるが、 大力ののがり、化がでいるが、 は、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
		移住・定住就農支援事業(補助金) 【事業概要】 ■移住する新規就農者に対し、家賃や改修 費の補助、農業技術指導等を実施します。 【必要性】 ■農業従事者の減少に歯止めをかけるた め、農業の担い手の育成・確保を図る必 要があります。 【効果】 ■就農直後の農業経営の安定を図ること で、農業の担い手の育成・確保につなが ります。	市	事よいほと人域図ら、地発のの農育な、加速をは、からにもの活る、特のでは増性にはのいれ来のにするに対している。は、から、地のののは、が定、が定い、かびのののでは、かいののでは、かいののでは、かいののでは、
	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業 (地域間交流)	ワーケーション宿泊推進事業(補助金) 【事業概要】 ■宿泊事業者が行うワーケーション利用者 向けの宿泊割引に係る費用を補助します。 【必要性】 ■関係人口の創出・拡大を図るため、仕事 と休暇を組み合わせたワーケーションを 推進する必要があります。 【効果】 ■十和田湖・奥入瀬周辺における旅行者の 長期滞在と関係人口の創出・拡大につな がります。	市	事よ長係が域図ら地発のの旅帯口込活るに将のにです。 実行在のれれと及続するにより、ボールをでは、他とのは、地のにです。
	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業 (人材育成)	郷土学習充実事業 【事業概要】 ■市内の児童が十和田湖や奥入瀬渓流等の郷土の自然や歴史を学ぶためのバス借上料と遊覧船の乗船料を助成します。 【必要性】 ■子どもたちが郷土の魅力を認識し、愛着と誇りを持てるよう、郷土の自然や歴史を学ぶための環境を整える必要があります。 【効果】 ■郷土に対する愛着と誇りを持てる人材の育成につながります。	市	事よすを将人つら、地発 の郷着地考育こに対 りのるにかび を持来材がが来のにで を が来りのるに が が が が が が が が が が が が に で が る に る に る に る に る に る に る に る に る に る

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地 域持続的発展 特別事業 (第1次産業)	多面的機能支払交付金事業 【事業概要】 ■農地の保全管理及び農村集落などの環境整備に取り組む活動組織等に対し、交付金を交付します。 【必要性】 ■農地の持つ多面的機能の確保を図るため、地域が共同して取り組む農地の保全管理及び農村集落などの環境整備などの活動を支援する必要があります。 【効果】 ■農地の持つ多面的機能の確保及び優良な農地の維持・確保につながります。	市	事よつの良持が興と及続すの農面保農保農のががめると、関係、関係、関係のもの、地発のでののののののでは、関係では、関係の機がのつのる来のにする。
		中山間地域等直接支払事業 【事業概要】 ■水路や農道の保全管理などに取り組む農業者等に対し、交付金を交付します。 【必要性】 ■農地の持つ多面的機能の確保を図るため、地域が共同して取り組む水路や農道等の保全管理及び耕作放棄の防止等の農業生産活動を支援する必要があります。 【効果】 ■農地の持つ多面的機能の確保及び耕作放棄地の発生防止につながります。	市	事よつの作生業継りがかび的る業り多確放防生続農の地発の農面保棄止産に業れ将域展で実地的及地等活つのる来のにすでのでいる。
		内水面漁業振興対策事業(補助金) 【事業概要】 ■十和田湖増殖漁業協同組合が実施する水産資源管理に要する費用を補助します。 【必要性】 ■水産資源の安定確保を図るため、漁業協同組合が実施するヒメマスのふ化・放流事業を支援する必要があります。 【効果】 ■十和田湖の魚類の生息数を確保するとともに、漁獲量の確保及び遊漁者の誘客につながります。	十和田 湖業 同組合	事よの数漁及誘る産図ら地発も業り魚が獲び客と業ら、域展のの十類確量遊にとのお来のにで実和の保の漁つも振ごに持資。施田生れ確者な、興と及続すに湖息、保のが水がかび的る

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地 域持続的発展 特別事業 (第1次産業)	十和田湖ひめますブランド力向上事業 【事業概要】 ■十和田湖ひめますの認知度向上に取り 組む十和田湖ひめますブランド推進協 議会に対して負担金を拠出します。 【必要性】 ■地域経済の振興のため、十和田湖ひめ ますの認知度向上とブランド化を推進 する必要があります。 【効果】 ■十和田湖ひめますのブランド力向上に つながります。	十和ひまう 井和ひすン 進会 議会	事よひン売つ経図ら地発の十すの上のでのようででは、まりのがのないでは、地域のでは、地域のでは、地域のでは、地域のでは、地域のでは、地域がかび的るは、は、は、は、が、は、は、は、が、が、ないのでは、は、は、
	(10)過疎地 域持続的発展 特別事業 (観光)	焼山地区活性化事業 【事業概要】 ■焼山地区(奥入瀬渓流温泉)において、「花」と「温泉」と「アート」を活用した取組を進めます。 【必要性】 ■地域の資源と景観を活かした魅力ある観光地づくりを推進する必要があります。 【効果】 ■新たな観光資源としての魅力向上につながります。	市	事よ光魅なの活れ将域展の新い資力が振性る来のにでの新と上観地がか及続すと上観地がかび的るに代地図らび的るが、いいのでは、
4 交通施設 の整備、 交通手段 の確保	(9)過疎地域 持続的発展特 別事業 (公共交通)	西地区シャトルバス運行事業 【事業概要】 ■旧十和田湖町区域から中心市街地まで 西地区シャトルバスを委託により運行します。 【必要性】 ■地域住民の日常生活に必要な交通手段を安定的に確保する必要があります。 【効果】 ■通院や買い物などの地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保につながります。	市	事よの確る落のなら地発も、一大学のでは、大学のでは、大学では、大学のでは、大学のにで、は、大学のにすいまで、大学のには、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学ののでは、大学のないは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の
		公共交通空白地有償運送事業(補助金) 【事業概要】 ■公共交通未整備地域の住民の生活交通 を確保するため、空白地有償運送を実施する団体に対し、運行に要する費用の 一部を補助します。 【必要性】 ■公共交通未整備地域において、地域住民の生活交通を確保する必要があります。 【効果】 ■地域住民の生活交通の確保につながります。	特営動十奥郷り非活人田瀬く学	事よの確る落なら地発も、業り生保とのが将域展での地活がも持こに持資で実域交図にはこに持資。にと及続すに民のれ集つかび的る

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域 持続的発展特 別事業 (危険施設撤 去)	焼山地区旧旅館解体事業 【事業概要】 ■空き建築物(旧旅館)を解体撤去します。 A=679㎡ 鉄骨・木造構造 【必要性】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保するとともに、観光地の景観を保全するため、地震時の倒壊の危険性や衛生上及び景観上の観点から問題のある施設を解体撤去する必要があります。 【効果】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保するとともに、観光地の景観保全につながります。	市	事よの暮図に観が将域展の地・全のる地・保る来のにでは、保る来のにでは、はないに持資ででは、というでは、はながも景な、地発もに民ながも景な、地発も
6 子境 保 番 保 番 保 番 と の 高 の ば 増 単 の は の 増 単 の は か か が 増 単 の か が 増 単 の か が 付 が か が か が か が か が か が か が か が か か か か	(8)過疎地域 持続的発展特 別事業 (児童福祉)	十和田湖地区託児・学童保育支援事業 (補助金) 【事業概要】 ■十和田湖地区において託児及び学童保育事業を実施する団体に対し、当該事業に要する費用の一部を補助します。 【必要性】 ■保育所や放課後児童クラブが設置されていない十和田湖地区において、託児や学童保育を必要とする子ども及びその保護者を支援するため、当該事業を実施する必要があります。 【効果】 ■十和田湖地区の子育て世帯が安心して子育てできる環境の確保につながります。	休屋町内会	事よ地世てるさのまら地発も業り区帯子環れ増れれ城展のの十のが育境定加る来のにす実和子安てが住がこに持資。施田育心で確人見と及続すに湖てしき保口込かび的る
7 医療の確 保	(3)過疎地域 持続的発展特 別事業 (その他)	十和田湖診療所維持運営事業 【事業概要】 ■十和田湖診療所における医師の特殊勤務手当や非常勤医師等の通勤に要する費用を支出します。 【必要性】 ■地域住民が安心して必要な時に必要な医療サービスが受けられるよう、医療体制の強化を図る必要があります。 【効果】 ■常勤医師等の配置により、医療提供体制の充実が図られ、地域住民の医療機会の確保につながります。	市	事よが要なス医のれつら地発も業り、安な医が療充健が将のいる、域医の地心時療け提実康る来のにす実域しにサら供が増こに持資。施住て必一れ体図進と及続すに民必要ビる制らにかび的る

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展特別事業 (義務教育)	遠距離通学支援事業(補助金) 【事業概要】 ■定期路線バスの定期券購入に対する補助や臨時バスの運行など遠距離通学者の通学手段を確保します。 【必要性】 ■遠距離通学となる児童・生徒が安心して学べる良好な環境を確保するため、通学手段を確保する必要があります。 【効果】 ■登下校時の児童・生徒の安全確保や送迎に係る保護者の負担軽減が図られ、安心して学べる良好な環境の確保につながります。	市	事よの安迎者がし好保こに持資す業り児全にの図てなにと及続す。の登・確係負ら学環つかび的る実下生保る担れ、べ境な、地発も施校徒や保軽安るのが将域展のに時の送護減心良確る来のにで
9 集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展特 別事業 (集落整備)	広域コミュニティ活動推進事業(補助金) 【事業概要】 ■広域コミュニティ組織が主体的に行う地域課題解決のための取組に要する費用を補助します。 【必要性】 ■持続可能な地域づくりのため、地域主体の活動を推進する必要があります。 【効果】 ■広域コミュニティ組織の基盤強化、活動の活性化が図られ、集落の維持につながります。	市	事よミの動図維る来のにで、まりュ基のら持こに持資すの、二盤活れにかび的る実広ィ化性集つらがび的るには強化集な、地発ものが将域展のでは、

≪十和田市民憲章≫

平成 19 年 11 月 30 日制定

わたしたちは、四季を織りなす十和田湖・奥入瀬・八甲田の豊かな自然につつまれ、先人から受け継いだ開拓精神にはぐくまれた十和田市民です。

わたしたちは、このまちに生きることに誇りと責任をもち、未来に羽ばたくまちをつくるため、こ こに市民憲章を掲げます。

- 1、永遠(とわ)に輝く自然をいつくしみ、水と緑の美しいまちをつくります。
- 1、わがふるさとを愛し、文化の香り高いまちをつくります。
- 1、誰もが健康で思いやりにあふれ、安心して暮らせるまちをつくります。
- 1、仕事に誇りをもち、活力のあるまちをつくります。

十和田市過疎地域持続的発展計画(令和3年度~令和7年度)

令和3年12月15日

十和田市 企画財政部 政策財政課

〒034-8615

青森県十和田市西十二番町6番1号

TEL:0176-51-6712(直通)

FAX:0176-24-9616

e-mail:<u>seisakuzaisei@city.towada.lg.jp</u>

